

令和3年度
整備主任者研修資料
【地方教材】



国土交通省

東北運輸局 山形運輸支局

目 次

1.審査事務規程関係	
審査事務規定の一部改正について	2
2.処分事例	
指定工場の処分について	7
全国の処分事案	9
東北の特定整備事業者の処分状況一覧	20
3.車載式故障診断装置について	
コンピュータの点検が義務づけられます	24
OBDに関する制度と運用の現状	26
OBD検査業務の開始に向けた取組み (自動車技術総合機構)	35
自動車特定整備記録簿の取扱いについて	43
4.参考資料	
自動車検査の法定手数料変更のお知らせ (令和3年10月1日より)	46
令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表	47
オンライン申請により、引越し時のクルマの 手続がより便利になります(令和4年1月予定)	49
令和3年1月～継続申請への押印(署名)が廃止されます	51
車検証を電子へ(令和5年1月)	52
5.大型車の脱輪関係	
令和3年度「大型車の車輪脱落防止キャンペーン」 の実施について	54
大型車の車輪脱落防止について	60
事故発生メカニズム(推定)	64
6.連絡事項	
車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの 猶予期間を延長します(令和3年10月1日～開始)	82
使用過程車に係る事前提出書面審査の一部拡大について (再周知)	83

－ 審査事務規程の一部改正について（第33次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]
 - 二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72の2、7-72の2、8-72の2]
 - 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]
 - 長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない最高速度60km/h以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第6章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を40km/hとすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。
また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]
 - 相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添10]
2. 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大 [別添2]
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
4. 施行は令和2年12月15日（ただし、2.の改正については令和3年4月1日より義務づけ）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 35 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
 - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.5t から 3.5t 以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
 - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
 - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.8t から 3.5t 以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
 - 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 153 号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
 - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第 9 章「テスタ等による機能維持確認」に集約
 - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第 9 章]

- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化について [別添 3]
 - 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
 - WVTA ラベル等の審査の厳格化
 - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
 - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化

- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の型式の指定等に係る審査時試験規定（TRIAS）を改正します。[別添 1]

- ② 外国の試験機関について、（TÜV NORD（ドイツ）、UTAC（フランス））等の試験項目の指定の追加等に伴う改正 [別表 2]

- ③ その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第37次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和3年7月1日（1.①については令和3年6月30日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 並行輸入自動車の事前審査書面の技術基準等適合証明書のうち、電子署名されたものの提出方法及び取扱いの明確化 [別添3]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第39次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
 - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

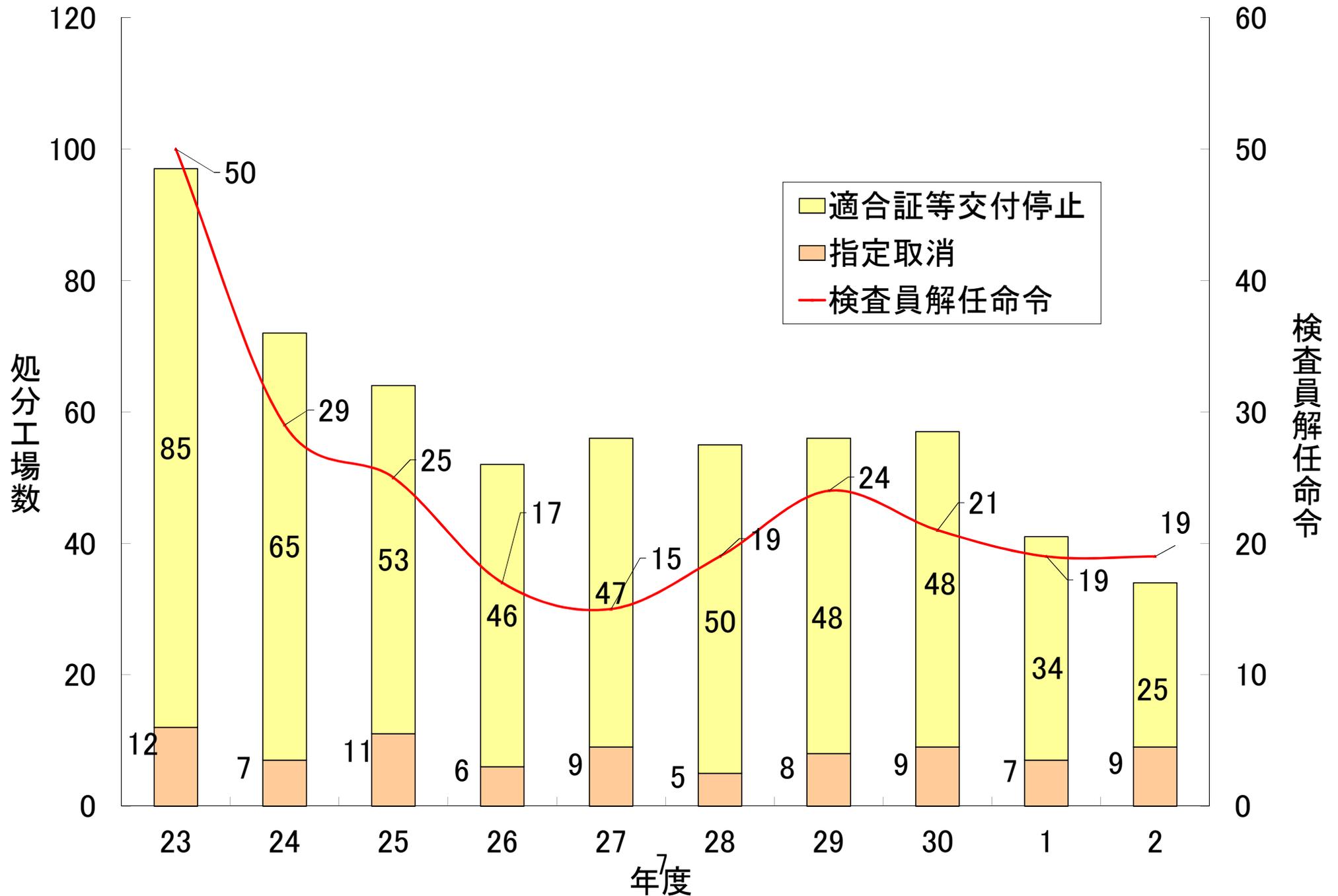
今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

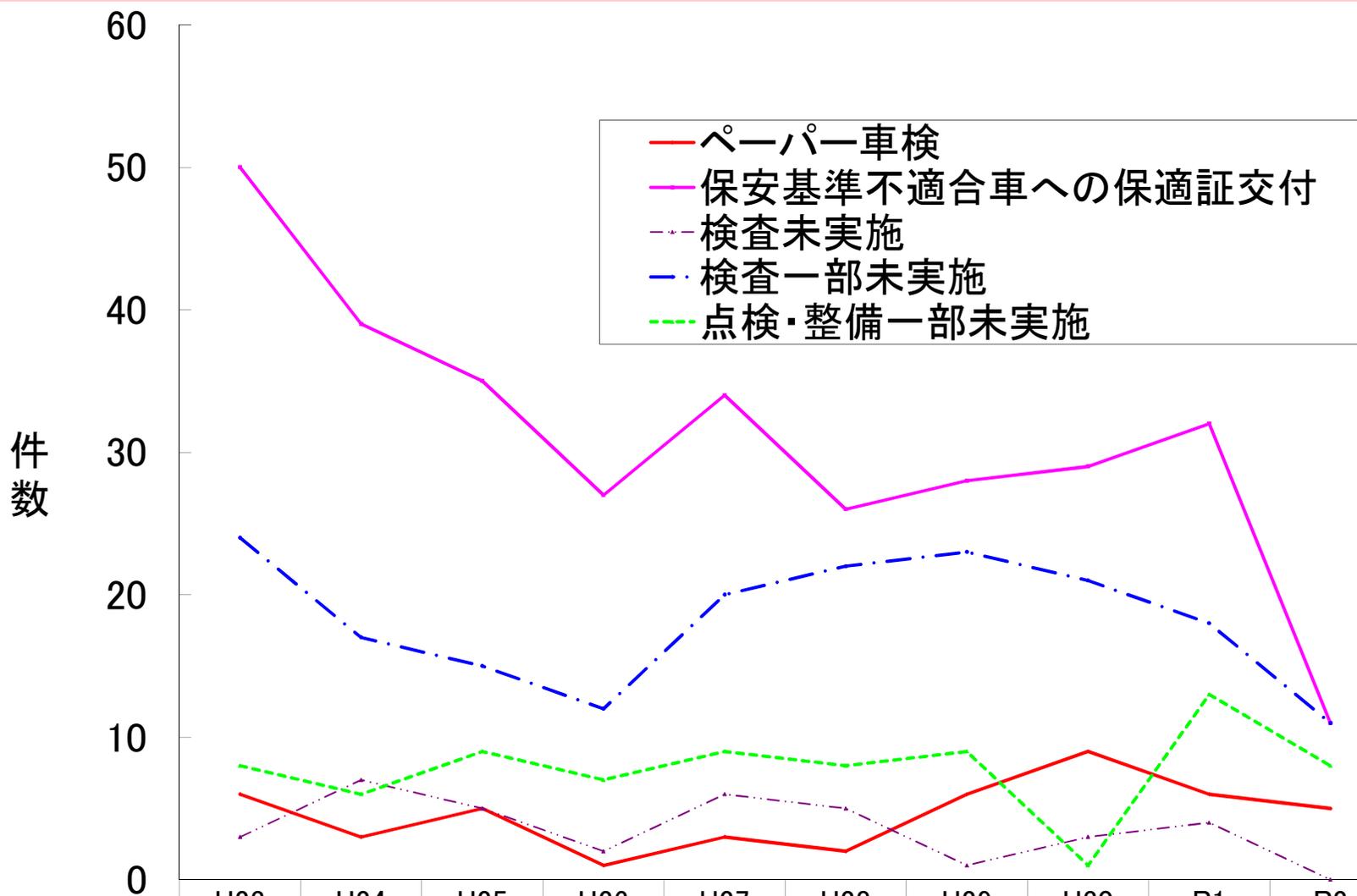
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

指定工場の処分件数の推移



指定工場の主な違反内容の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ペーパー車検	6	3	5	1	3	2	6	9	6	5
保安基準不適合車への保適証交付	50	39	35	27	34	26	28	29	32	11
検査未実施	3	7	5	2	6	5	1	3	4	0
検査一部未実施	24	17	15	12	20	22	23	21	18	11
点検・整備一部未実施	8	6	9	7	9	8	9	1	13	8

※ 違反内容毎に複数計上

令和2年12月7日
関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の取消し処分 ～186台について検査の一部を実施せずに車検手続き～

関東運輸局は、群馬県渋川市の自動車整備事業者に対して、故意により検査の一部（黒煙検査及び二輪車の速度計誤差検査）を実施せずに車検手続きを行ったなどの道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取り消しなどの行政処分を行いました。

1. 事業者の名称

株式会社関モータース（群馬県渋川市）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和2年12月7日）

- （1）指定自動車整備事業^{※1}の指定の取り消し
- （2）自動車検査員^{※2}の解任命令 1名

3. 法令違反の主な内容

- （1）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （2）故意以外により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

4. 違反の概要

- （1）事業者は、91台の二輪車について、速度計誤差の検査を行っていないにもかかわらず、保安基準適合証等を交付して車検手続きを行った。
事業者は、88台の車両について、黒煙測定器を備え付けていないにもかかわらず、黒煙測定器で検査したように保安基準適合証等を交付して車検手続きを行った。
事業者は、1台の車両について、速度計誤差の検査を行っていないにもかかわらず、保安基準適合証を交付して車検手続きを行った。
- （2）事業者は、6台の車両について、誤った方法で前照灯の検査をしたにもかかわらず、保安基準適合証等を交付して車検手続きを行った。

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 母ヶ野・宮下
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

令和2年12月10日
北海道運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

指定自動車整備事業者に対する行政処分(指定取消し等) について

北海道運輸局では、車検に際して必要な点検整備及び検査を全く行わずに不正な車検手続き(ペーパー車検)を行っていた指定工場「西出興業株式会社 自動車整備工場」に対し下記のとおり、指定自動車整備事業の取消し等の行政処分を行いました。

記

1. 違反の概要

当該事業者より、点検整備及び検査を全く実施せずに保安基準適合証等の交付を行っていたとの自主申告を受け、特別監査を行ったところ、平成30年3月から令和元年5月までの間、4台のペーパー車検を実施していたほか、1台の自動車に対して虚偽記載した保安基準適合標章の交付を行っていた。

2. 処分年月日

令和2年12月10日

3. 事業者及び事業場の名称及び所在地

事業者：西出興業株式会社

事業場：西出興業株式会社 自動車整備工場〔北海道赤平市〕

4. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の停止(30日間)

指定自動車整備事業の取消し

自動車検査員解任命令 1名

5. 違反条項

道路運送車両法 第91条第1項(分解整備記録簿の虚偽記載)

第94条の5(ペーパー車検による車検手続き)

第94条の5第1項(点検整備、検査を全て行わず、保安基準適合証を交付〔ペーパー車検〕)

第94条の5第1項(保安基準適合標章を虚偽記載し交付)

第94条の5第4項(検査を全く行わず保安基準適合の証明)

第94条の6第1項(指定整備記録簿の虚偽記載)

問い合わせ先

北海道運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

担当：島津、沼田 電話番号：011-290-2752

令和2年12月21日
四国運輸局

不正車検を行った民間車検場の取消し処分

～ 徳島の整備事業者が8台のペーパー車検を実施 ～

四国運輸局は、徳島県阿南市の自動車整備事業者に対して、ペーパー車検^{*1}による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者の名称

徳南自動車工業株式会社

2. 事業場の名称及び所在地

徳南自動車工業株式会社（徳島県阿南市）

3. 行政処分の内容（処分年月日 令和2年12月25日）

- （1）自動車特定整備事業^{*2}の停止 50日
- （2）指定自動車整備事業^{*3}の指定の取消し
- （3）優良自動車整備事業者^{*4}の認定の取消し
- （4）自動車検査員^{*5}の解任命令 2名

4. 法令違反の主な内容

- （1）点検整備及び検査を全て実施せず適合証を交付した（いわゆるペーパー車検）並びに故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （2）検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）
- （3）ペーパー車検での車検手続き
（道路運送車両法第94条の5違反）

【問い合わせ先】

四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

担当：真鍋・福井

TEL：087-802-6783



令和3年2月10日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

民間車検場の取消し処分について

沖縄総合事務局は、糸満市阿波根の自動車整備事業者に対して監査を実施したところ、点検整備を全て実施せず書類のみで車検手続きを行う道路運送車両法違反（いわゆるペーパー車検^{※1}）等が確認されたため、本日付けで指定自動車整備事業の指定の取り消しなどの行政処分を行いました。

1. 事業者の名称

株式会社第一自動車（糸満市阿波根）

2. 行政処分等の内容（処分年月日 令和3年2月10日）

- (1) 自動車特定整備事業^{※2}の事業停止（20日間）
- (2) 指定自動車整備事業^{※3}の指定の取消
- (3) 自動車検査員^{※4}の解任命令

3. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 特定整備記録簿の一部記載誤り（道路運送車両法第91条第1項違反）
- (2) 2台の車両について、点検整備及び検査を全くせずに適合証を交付した。（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- (3) 90台の車両について、検査の一部を実施せず適合証を交付した。（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- (4) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。（検査の一部未実施を含む。）（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

【用語説明】

- ※1 「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間を更新するために必要な点検、整備及び検査を実際には実施することなく、書面（保安基準適合証）のみで車検の手続きを行う不正な行為。
- ※2 「自動車特定整備事業」とは、エンジンやブレーキなどを取り外して行う自動車の特定整備を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は沖縄総合事務局長の認証を受けなければならない。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に沖縄総合事務局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。
- ※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

＜問い合わせ先＞

運輸部車両安全課 天願 大山
TEL 098-866-1837（直通）

令和3年2月19日

関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の取り消し処分

～不正改造車に対し点検整備を全て実施せず完成検査のみを実施し車検手続き～

関東運輸局は、千葉県市川市の自動車整備事業者に対して立入監査を実施したところ、1台の不正改造状態の車両について点検整備を全く行わず車検手続きを行ったこと及び不正改造を依頼したこと、また、14台の車両について点検整備を全く行わず車検手続きを行ったことなどの道路運送車両法違反が判明しました。

これら違反は、指定自動車整備事業の指定の取り消し処分に該当する内容であったため、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

1. 事業者及び事業場の名称

事業者：SGモータース株式会社（東京都江東区）

事業場：SGモータース株式会社東京店（千葉県市川市）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和3年2月25日）

- (1) 自動車特定整備事業^{*1}の事業停止 25日間
- (2) 指定自動車整備事業^{*2}の指定の取り消し
- (3) 自動車検査員^{*3}の解任命令 3名

3. 法令違反の主な内容

- (1) 不正改造状態で保安基準適合証等を交付
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
- (2) 不正改造を依頼
(道路運送車両法第99条の2違反)
- (3) 点検整備を全て実施せず保安基準適合証等を交付
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)

4. 違反の概要

- (1) 事業者は、1台の車両について、不正改造状態であるにもかかわらず、保安基準適合証等を交付して車検手続きを行った。
- (2) 事業者は、1台の車両について、不正改造を他の認証工場へ依頼した。
- (3) 事業者は、14台の車両について、点検整備を全て実施せず完成検査のみを実施していたにもかかわらず、保安基準適合証等を交付して車検手続きを行った。

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 母ヶ野・宮下

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車技術安全部整備課

(田辺・西岡)

電話：06-6949-6453

令和3年3月26日

自賠責保険未加入状態での車検有効期間 更新による民間車検工場の事業取消

～46台の自動車について更新手続を実施～

近畿運輸局は、滋賀県下の指定自動車整備事業者（国に代わって車検を行う民間車検工場）に対し、令和3年3月26日付けで指定自動車整備事業を取消す行政処分を行いましたので、お知らせします。

本件は、令和2年9月に滋賀運輸支局が当該指定自動車整備事業者に対し監査を実施したところ、46台の車両に対し「車検更新される自動車が、自賠責保険に未加入状態であるにもかかわらず、適合証に虚偽記載し更新手続を実施」などの法令違反を確認したものです。

なお、本件は滋賀県警察本部から滋賀運輸支局に情報提供が行われた事案です。

【処分する事業者】

事業者名：島内 豊

事業場名：大浦オート商会

事業場住所：滋賀県長浜市西浅井町大浦67番地

【行政処分の内容】

令和3年3月26日付け、道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づく行政処分

- 指定自動車整備事業^{※1}の取消し

【法令違反行為の主な内容】

- 事業者は、指定整備記録簿を2年間保存していなかった。
- 事業者は、46台の車両に対して適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち、全部又は大部分の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

陸運記者会

中部運輸局自動車技術安全部

令和3年3月30日

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部
整備課 飯田、近藤
TEL 052-952-8042

不正車検を行った指定自動車整備事業の取消し処分

中部運輸局は、車検に必要な点検及び検査の一部を省略するなど道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1 事業者及び事業場の名称

事業者 ネットヨタ愛知株式会社（愛知県名古屋市）
事業場 ネットヨタ愛知株式会社プラザ豊橋（愛知県豊橋市）

2 行政処分の内容（処分年月日 令和3年3月30日）

- (1) 指定自動車整備事業の指定の取消し
- (2) 自動車検査員の解任命令 7名

3 主な違反条項

- (1) 道路運送車両法第94条の3第1項
- (2) 道路運送車両法第94条の5第1項及び第4項
- (3) 道路運送車両法第94条の6第1項

4 違反の概要

- (1) 検査作業と整備作業を分業化していない。
- (2) 法令の規定を遵守する体制でない。
- (3) 事業者は、保安基準不適合状態で保安基準適合証等を交付した。
- (4) 事業者は、点検及び検査の一部を実施せず保安基準適合証等を交付した。
- (5) 指定整備記録簿に虚偽の記載をした。
- (6) 自動車検査員は、検査の一部を実施していないにもかかわらず保安基準に適合する旨を証明した。
- (7) 自動車検査員は、保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨を証明

指定自動車整備事業者の取消し処分等について

中国運輸局では、岡山県の指定自動車整備事業者（有限会社マルワ自動車）に対して、ペーパー車検による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業者の指定の取消し等の行政処分を行いましたのでお知らせします。

1. 事業者及び事業場の名称

有限会社マルワ自動車（岡山県岡山市）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和3年5月19日）

- （1）自動車特定整備事業^{*1}の事業停止 20日間
- （2）指定自動車整備事業^{*2}の指定の取り消し
- （3）自動車検査員^{*3}の解任命令 1名

3. 法令違反の主な内容

- （1）道路運送車両法第94条の5違反（ペーパー車検による車検手続き）
- （2）道路運送車両法第94条の5第1項違反（ペーパー車検の実施・検査の一部未実施）
- （3）道路運送車両法第94条の5第4項違反（自動車検査員の不正証明行為）

4. 違反の概要

- （1）事業者は、2台の自動車について、点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証等の交付を行い、またその他の自動車（204台）について、点検整備及び検査の一部を実施せずに保安基準適合証等の交付を行った。
- （2）自動車検査員は、検査をしていないにもかかわらず、保安基準適合証等に適合する旨の証明を行った。（検査の一部未実施を含む。）

【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課
（担当）にしなが 西中・かねしげ 兼重 TEL 082-228-9142

岡山運輸支局

（担当）なかはら 中原・やまね 山根 TEL 086-286-8155

【配布先】

JR記者クラブ

令和3年6月1日
関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の取り消し処分 ～ペーパー車検及び不正改造状態で車検を実施～

関東運輸局は、千葉県富津市の自動車整備事業者に対して立入監査を実施したところ、ペーパー車検^{*1}及び不正改造状態での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定の取り消しなどの行政処分を行いました。

なお、本件は警視庁及び千葉県警察から千葉運輸支局への捜査協力を発端に処分まで至った事案です。

1. 事業者の名称

玉井車輛有限会社（千葉県富津市）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和3年6月12日）

（1）自動車特定整備事業^{*2}の認証の取り消し

（2）指定自動車整備事業^{*3}の指定の取り消し

（3）自動車検査員^{*4}の解任命令 3名

3. 法令違反の主な内容

（1）ペーパー車検の実施（75台）

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

（2）点検整備を全て実施せずに保安基準適合証を交付（181台）

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

（3）不正改造状態又は保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付（10台）

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

（4）自動車検査員の不正証明行為

（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

4. 関東運輸局の対応

関東運輸局では、事業者が不正車検を行った自動車のうち、既に抹消手続きが行われているものなどを除いた自動車について、点検・整備及び保安基準適合性の確認が行われていないおそれがあるため、該当する自動車ユーザーに対して注意喚起を行うとともに、希望するユーザーには最寄りの検査場（独立行政法人自動車技術総合機構（普通車）及び軽自動車検査協会（軽自動車））にて無料で保安基準適合性の確認を実施する旨の通知を行っています。

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 母ヶ野・西村

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県記者クラブ

関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

令和3年9月29日
関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の取消処分

トヨタモビリティ東京株式会社レクサス高輪において、故意により検査の一部を実施せず、また、自動車検査の測定値を改ざんし、517台の車両について車検手続を行うなどの道路運送車両法違反が確認されました。

このため、本日（29日）、関東運輸局は当該事業場に対し指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称

事業者 トヨタモビリティ東京株式会社（東京都港区）

事業場 トヨタモビリティ東京株式会社 レクサス高輪（東京都港区）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和3年9月29日）

（1）指定自動車整備事業^{*1}の指定の取消し

（2）自動車検査員^{*2}の解任命令 4名

3. 法令違反の主な内容

（1）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

（2）故意により保安基準に適合しない車両に保安基準適合証を交付

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

（3）指定整備記録簿の虚偽記載

（道路運送車両法第94条の6第1項違反）

4. 違反の概要

（1）排ガス検査未実施（69台）

（2）スピードメーター検査未実施（93台）

（3）ヘッドライト光度改ざん（110台）

（4）サイドスリップテスト数値改ざん（111台）

（5）駐車ブレーキ検査不適切実施（206台）

注：1台に複数の違反が確認されている車両があります。

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 吉池・西村

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ

関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

【用語説明】

- ※1 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車分解整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。
- ※2 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）
（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項及び第九十四条の五第二項（保安基準適合証等及び限定保安基準適合証）の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

以上

令和元年度（平成31年度） 分解整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
福 島 1	令和元年9月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出なかった。
福 島 2	令和元年9月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出なかった。
福 島 3	令和2年3月	自動車分解整備事業の停止 20日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。 ②概算見積書の未交付。 ③ペーパー車検での車検手続。（1台） ④不正改造状態での車検手続。（1台）

令和2年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和3年3月末現在)

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要

該当なし

令和元年度（平成31年度） 指定整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城 1	令和元年12月	保安基準適合証の交付停止 20日間 検査員警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正改造状態で適合証を交付した。（1台） ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。（1台） <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。
福 島 2	令和2年3月	自動車分解整備事業の停止 20日間 指定自動車整備事業の指定 の取消 検査員解任 1名 検査員警告 1名	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した。 ・不正改造状態で適合証を交付した。（1台） ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。（7台） ・指定整備記録簿の虚偽記載。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査員が検査をしていないにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。。

令和2年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和3年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要

該当なし

自動車に備えられた

コンピュータの点検が義務づけられます！

前方・側方
エアバッグ

例えば…

衝突被害軽減
ブレーキ

エンジン制御
コンピュータ

車載式故障
診断装置
(OBD)

アンチロック
ブレーキ
システム

これらが搭載された車、つまり、**ほぼ全ての自動車**が対象です！

令和3年10月1日より、12ヶ月毎の定期点検項目に
「車載式故障診断装置 (OBD) の診断の結果※」
が追加されます。(※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外)

追加される点検って、具体的にどんなことをするの？

OBDポート



「スキャンツール」を OBD ポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況を読み出すことで、装置が正常に作動しているかを点検します (いわゆる **OBD 点検**)。



詳しくは裏面へ！

車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であるかを確認する機器。

衝突被害軽減ブレーキのような 先進安全装置搭載車においては、 装置の誤作動による事故が起きています



誤作動の概要

上り坂の右カーブを走行中、前方に車両がないにもかかわらず急ブレーキがかかった。その結果、運転手が負傷した。

事故の調査の結果

衝突被害軽減ブレーキシステムのレーダーセンサーの取り付け角度が正しい位置に取り付けられていなかった。
これに加え、段差を通過した際の車体の上下動により、道路に対し当該システムが反応しブレーキが作動したものと推定される。

OBD 点検を行えば…

故障を診断でき、その結果に基づいて適切な整備を行うことで、このような誤作動を防止することができます！



安全なドライブのため、
地方運輸局の認証を受けた整備工場でスキャンツールを使用した

OBD 点検を受けましょう！

※診断の対象となる識別表示を目視により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



OBD 点検に関する詳細は、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



国土交通省

25

協力：自動車点検整備推進協議会

○OBD 点検のことが詳しくわかります。



車載式故障診断装置(OBD)に関する制度と運用の現状

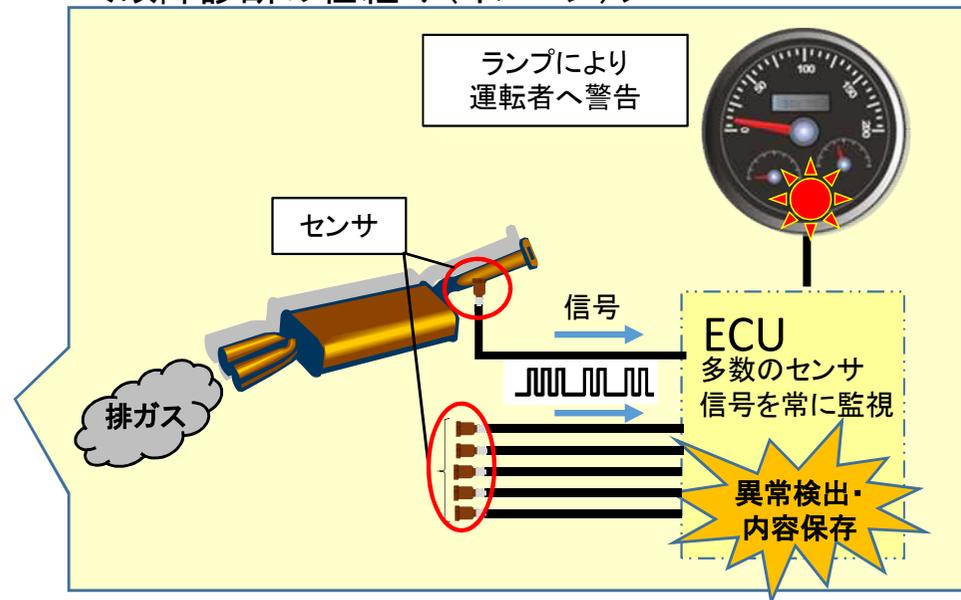
OBD(車載式故障診断装置)とは

- 車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)とは、エンジンやトランスミッションなどの電子制御装置(ECU: Electronic Control Unit)内部に搭載された故障診断機能である。
- ECUは、自動車安全・環境性能を発揮するため、センサからの信号等に基づき最適な制御を行っているが、断線やセンサの機能異常等の不具合が生じた場合には、その情報をECUに自動記録する。

<ECUの搭載イメージ>



<故障診断の仕組み(イメージ)>



<OBDが検出する不具合の例>

- ・電子回路の配線類の断線
- ・各種センサからの異常な信号
- ・センサの入力値に基づいて演算する性能異常値

エンジン、トランスミッション、ブレーキなどに関連する装置にはECUが搭載され、近年の自動車には1台あたり数十個ものECUが搭載されているものもある。

DTC(故障コード)とは

- OBDによって故障診断を行った結果、不具合が生じていると判定した場合にECUに保存される英数字からなるコード(DTC:Diagnostic Trouble Code)。対象のシステム(装置)、故障内容に応じてコードが定義されている。
- 国際標準規格(ISO15031-6)、米国自動車技術会(SAE J2012)等において規格化されている。
- DTCには、法規により共通定義されているものと、自動車メーカーが自由に定義しているものがある。

<DTCの例>

○ DTCはシステム別(B, C, P, U)に分類され、個別故障ごとにコードが定義されている。

[DTC]	[DTCの定義(内容)]
P 0 1 3 1	— O2センサー回路 低電圧

対象システム

B: ボデー系(エアバッグ、シートベルト、エアコン等)
C: シャシ系(ブレーキ、電動パワステ、車両安定制御装置等)
P: パワートレイン系(エンジン、トランスミッション、HVバッテリー等)
U: ネットワーク系(各ECU間の通信等)

故障の大区分

0から9及びA~Fの英数字(16進数)
(例)

[P01XX — 燃料、吸入空気計測の故障
P02XX — 燃料噴射系の故障
P03XX — 点火システム、失火故障]

故障の詳細

0から9及びA~Fの英数字(16進数)
(例)

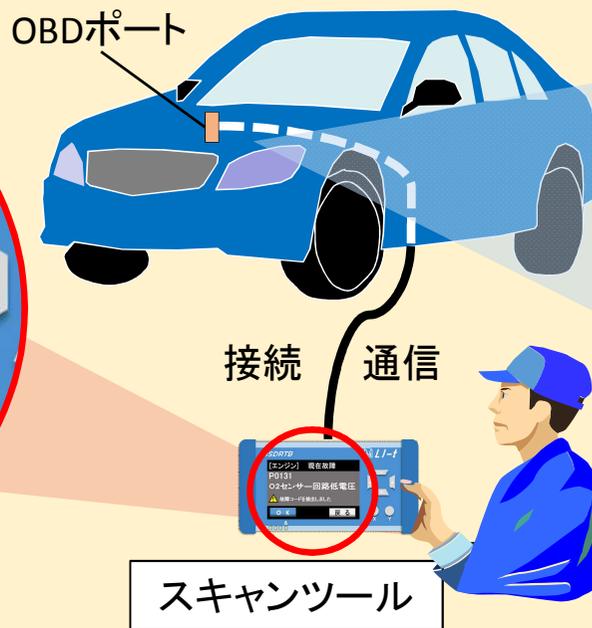
[P0121 — スロットルポジションセンサ回路 不良
P0141 — O2センサーヒーター回路
P0151 — O2センサー回路 低出力]

外部診断器(スキャンツール)とは

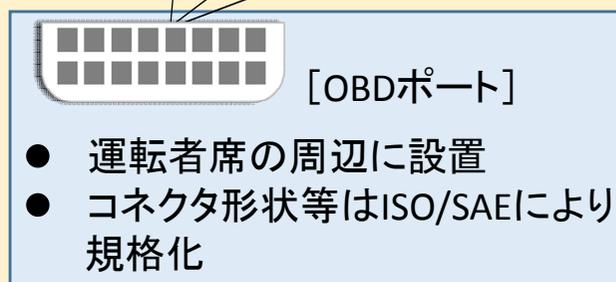
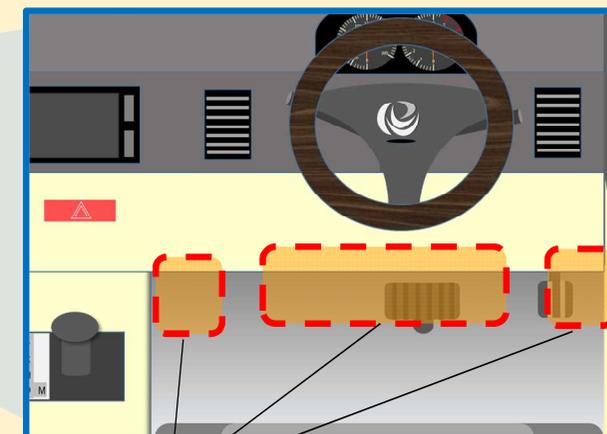
- 自動車の診断器用コネクタ(OBDポート)に接続してECUと通信し、記録されたDTCを読み取るツール。
- 自動車メーカーが自社製の車両の整備のために製造するもの(専用スキャンツール)と、ツールメーカーが製造し複数メーカーの車両に対応するもの(汎用スキャンツール)がある。

DTCの読み取り(イメージ)

<表示例>



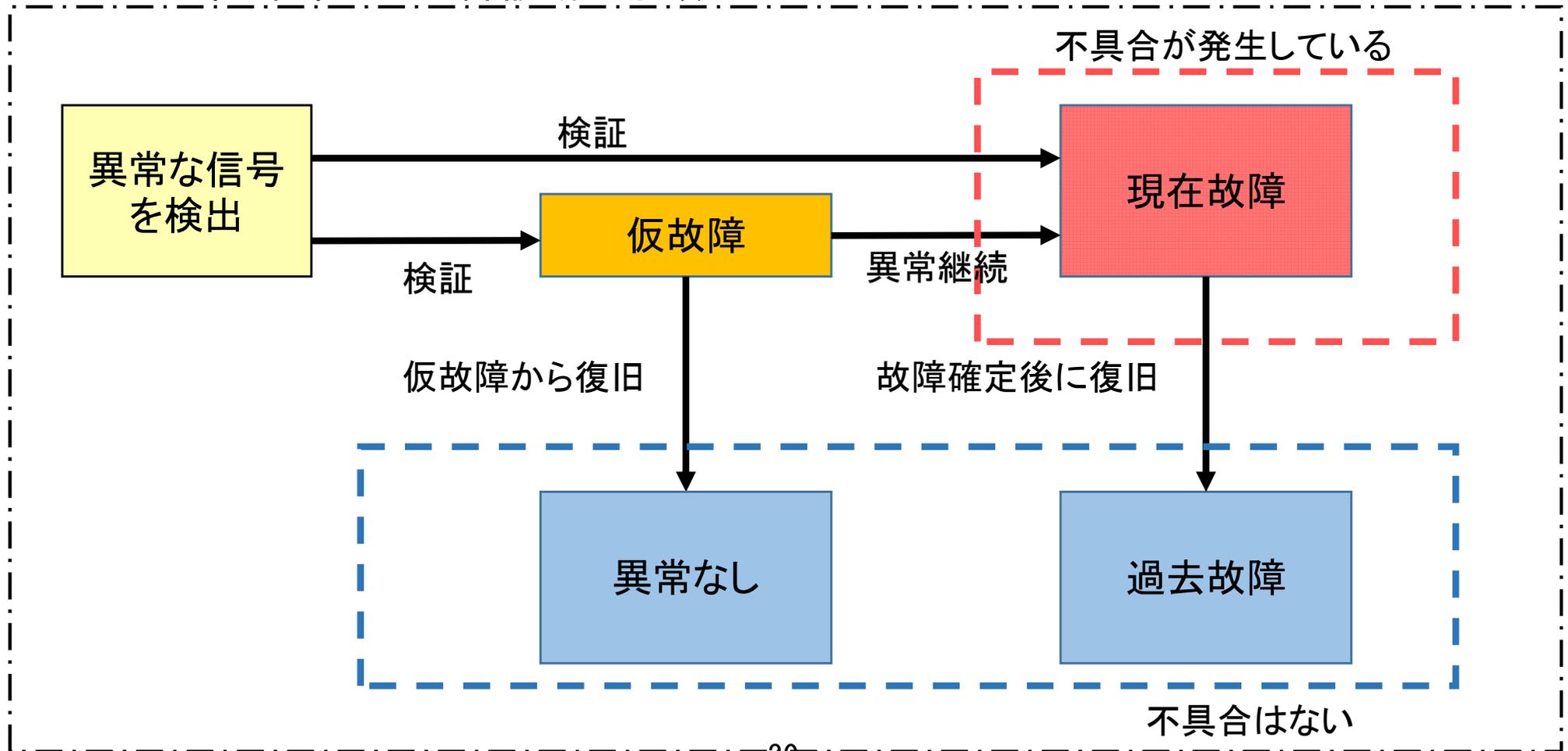
<OBDポートの位置(車内)>



OBDによる故障の検知・記録

- OBDが検知・記録する故障には、その状態に応じて以下の3種類がある。
 - (1) 現在故障・・・現に不具合が生じている状態
 - (2) 過去故障・・・過去に不具合が発生した状態
 - (3) 仮故障・・・異常な信号を検出した状態(故障の確定に至っていない状態)

<ECU内部で行われる故障診断の手順>



OBDの設計と活用

【開発時】



- 自動車メーカーは、各システムに応じて車載式故障診断装置(OBD)を設計・搭載
- **故障コード(DTC)の記録条件、警告灯の点灯条件等は、原則、自動車メーカーが設定**※
※ 一部の装置は保安基準においてDTCの記録条件及び警告灯の点灯条件が規定されている(保安基準に点灯条件が規定されている警告灯を以下「法定警告灯」と称する。)

【使用時】



※1

- OBDがシステムの状態を**常時監視**
- OBDは、異常を検知した際に、**故障コード(DTC)を記録**
※ 全ての異常を検知できるものではない
- 一部のDTCが記録された場合は、**インパネの警告灯が点灯**



※2

※1,2(出典) MAZDAホームページ

【点検整備】



- 整備工場が**スキャンツール**を用いて**DTCを読み取り**、故障を特定・修理
- 警告灯が点灯している場合、必要な整備を行い、警告灯を消灯

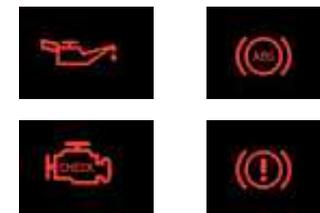


スキャンツール

【車検】



- **DTCの読み取りは行わない**(DTCが残っていても車検は通る。)
※ 自動車技術総合機構では、警告灯が点灯している場合、審査中断

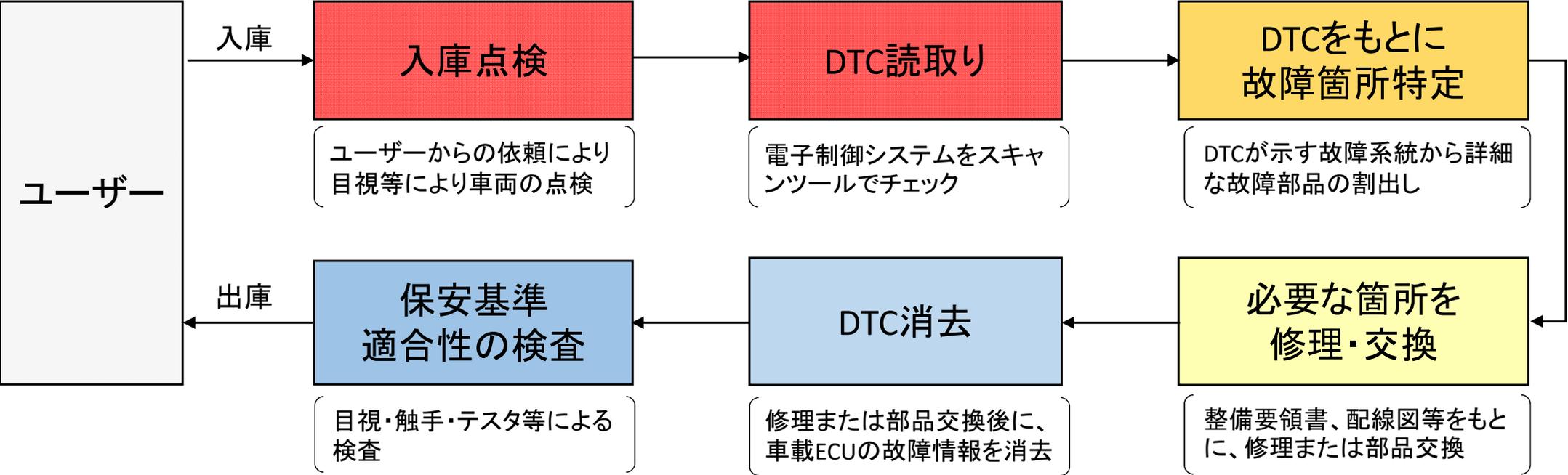


法定警告灯の例

整備工場等におけるDTCの読み取りと点検整備

- 整備工場では、車検や法定点検時等のための車両入庫時には、故障の有無の確認や、故障箇所の特定のため、スキャンツールによる故障診断が行われている。
※ 車検や法定点検時のDTCの読み取りは、現状、義務付けられていないため、DTCの読み取りを行っていない整備工場もある。
- スキャンツールによる故障診断の結果、DTCが検出された場合には、必要な整備・修理を行い、DTCを消去した上で検査を行っている。

<整備工場等におけるスキャンツールを活用した整備・修理と検査の流れ>



OBDに関する保安基準の規定

- 排出ガス等については、保安基準にOBDに関する基準(J-OBD)が規定されている。

JOBDI (断線の検知)

- (1) 大気圧センサ (2) 吸気圧力センサ (3) 吸気温度センサ (4) エアフローセンサ (5) 冷却水温度センサ
(6) スロットル開度センサ (7) シリンダ判別センサ (8) クランク角度センサ (9) 酸素センサ又は空燃比センサ
(10) 酸素センサ又は空燃比センサのヒータ回路 (11) 一次側点火システム (12) 排気二次空気システム
(13) その他故障発生時に排気管から排出される一酸化炭素等の排出量を著しく増加させるおそれがある部品及びシステム

JOBDE (高度な故障診断)

	診断項目	診断方法		
1	触媒劣化			閾値診断
2	エンジン失火		機能診断	閾値診断
3	酸素センサ又は空燃比センサ(それらが触媒装置の前後に設置されている場合は、両方)の不調	回路診断		閾値診断
4	排気ガス再循環システムの不良		機能診断	閾値診断
5	燃料供給システムの不良(オーバーリッチ/オーバーリーン)		機能診断	閾値診断
6	排気二次空気システムの不良		機能診断	閾値診断
7	可変バルブタイミング機構の不良		機能診断	閾値診断
8	エバポシステムの不良	(回路診断)	機能診断	
9	その他車載の電子制御装置と結びついている排気関連部品の不良	回路診断		

回路診断: 電気回路に断線等が発生していないかを診断するもの

機能診断: 排出ガス対策装置が自動車の製作者の定めた動作基準を満たしているかを診断するもの

閾値診断: JC08排出ガス値又はWLTC排出ガス値がOBD閾値を超えることがないかを、個々の部品、装置・システムの機能について診断するもの

OBDが異常を検知した場合にはDTCを記録し、警告灯が点灯。

OBDを活用した点検整備に係る情報提供について(参考)

- 自動車の電子制御による新技術の利用が拡大していることを踏まえ、その点検整備が適切に実施できるよう、排気ガスに係る装置の点検整備や外部故障診断装置の開発に必要な情報の内容、提供方法等を規定した「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針」(平成23年3月2日 国土交通省告示第196号。以下「OBD告示」という。)を策定。

<OBD告示の概要>

【点検整備情報等の提供(第4条)】

○自動車製作者等から整備事業者や自動車ユーザー等に点検整備情報等を提供

- ・整備要領書、配線図等
- ・故障コードに関する情報

【スキャンツール開発情報の提供(第5条)】

○自動車製作者等から整備機器製作者等にスキャンツールの開発に必要な情報を提供

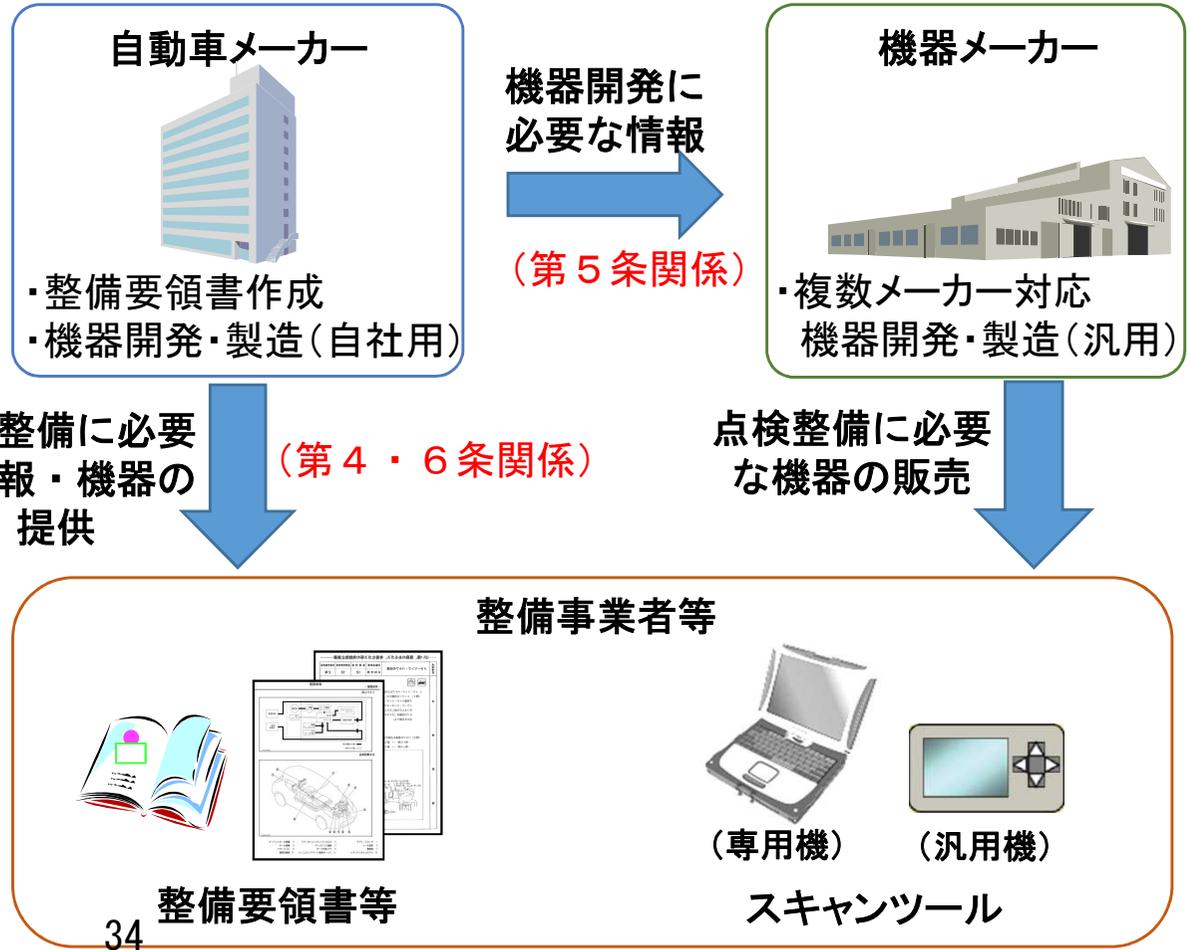
- ・故障コード、エンジン関連現在情報出力機能など基本的な機能 等

【専用スキャンツールの提供(第6条)】

○自動車製作者等から自動車の整備等を行う者に以下の機能を有する専用外部故障診断装置を提供可(大型車等は除く。)

- ・汎用スキャンツールを上回る専門的な機能

<OBD告示の運用による自動車整備の市場イメージ>



参考

OBD検査業務の開始に向けた取組み

令和3年8月

独立行政法人自動車技術総合機構

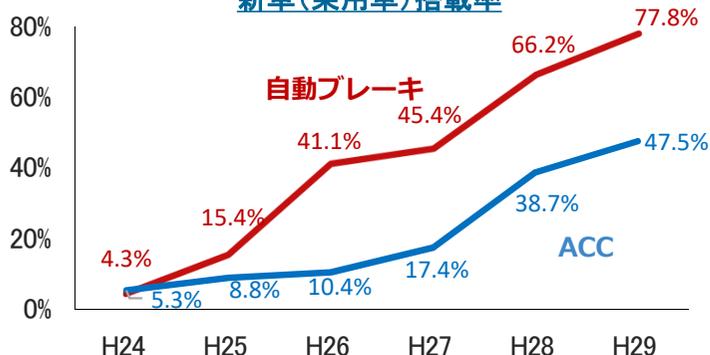
目次

1. OBD検査の概要
2. OBD検査作業の流れ
3. プレテストの目的
4. プレテストのイメージ
5. 今後のスケジュール

1. OBD検査の概要

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。

自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC) 新車(乗用車)搭載率



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

⇒ 現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨 (EU指令 2014/45EU)。
- ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

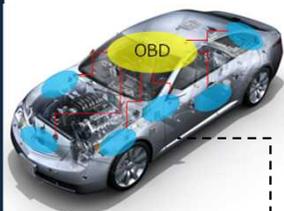
米国

33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



記録された故障コード(DTC)は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

接続



OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー



提出

- ・故障コード読出に必要な技術情報 (ECU情報)
- ・保安基準不適合の故障コード (特定DTC)



(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム (ABS)、横滑り防止装置 (ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年10月※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車

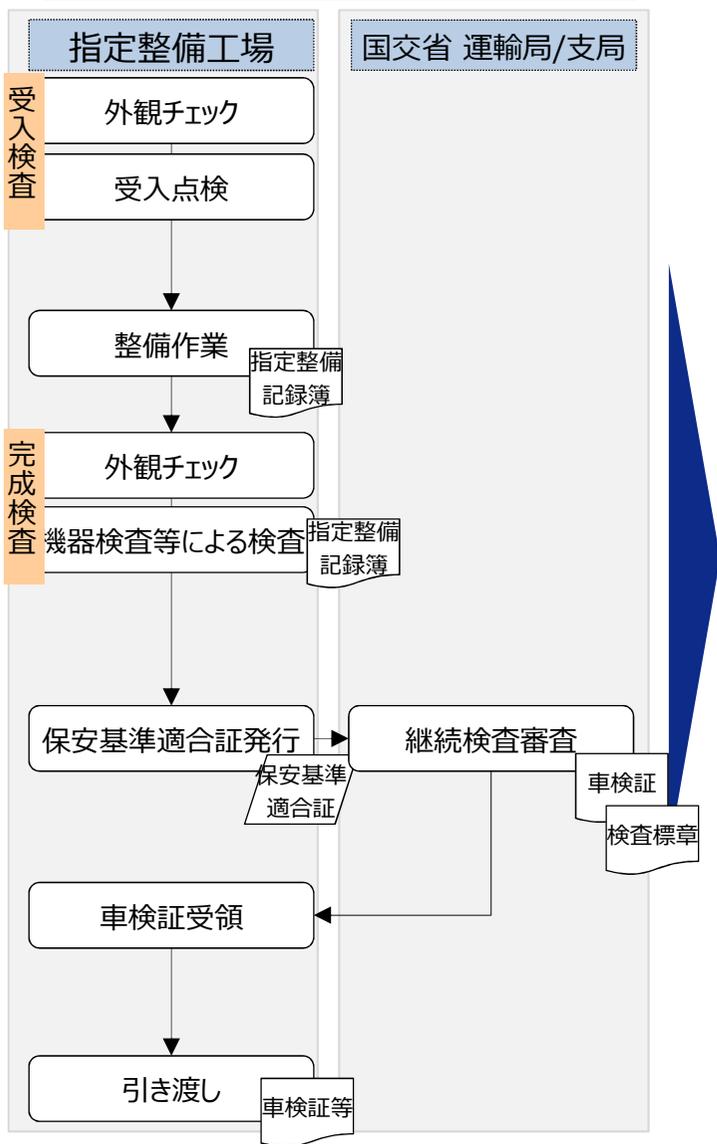
※2 保安基準に規定があるものに限る。

※3 輸入車は2025年10月

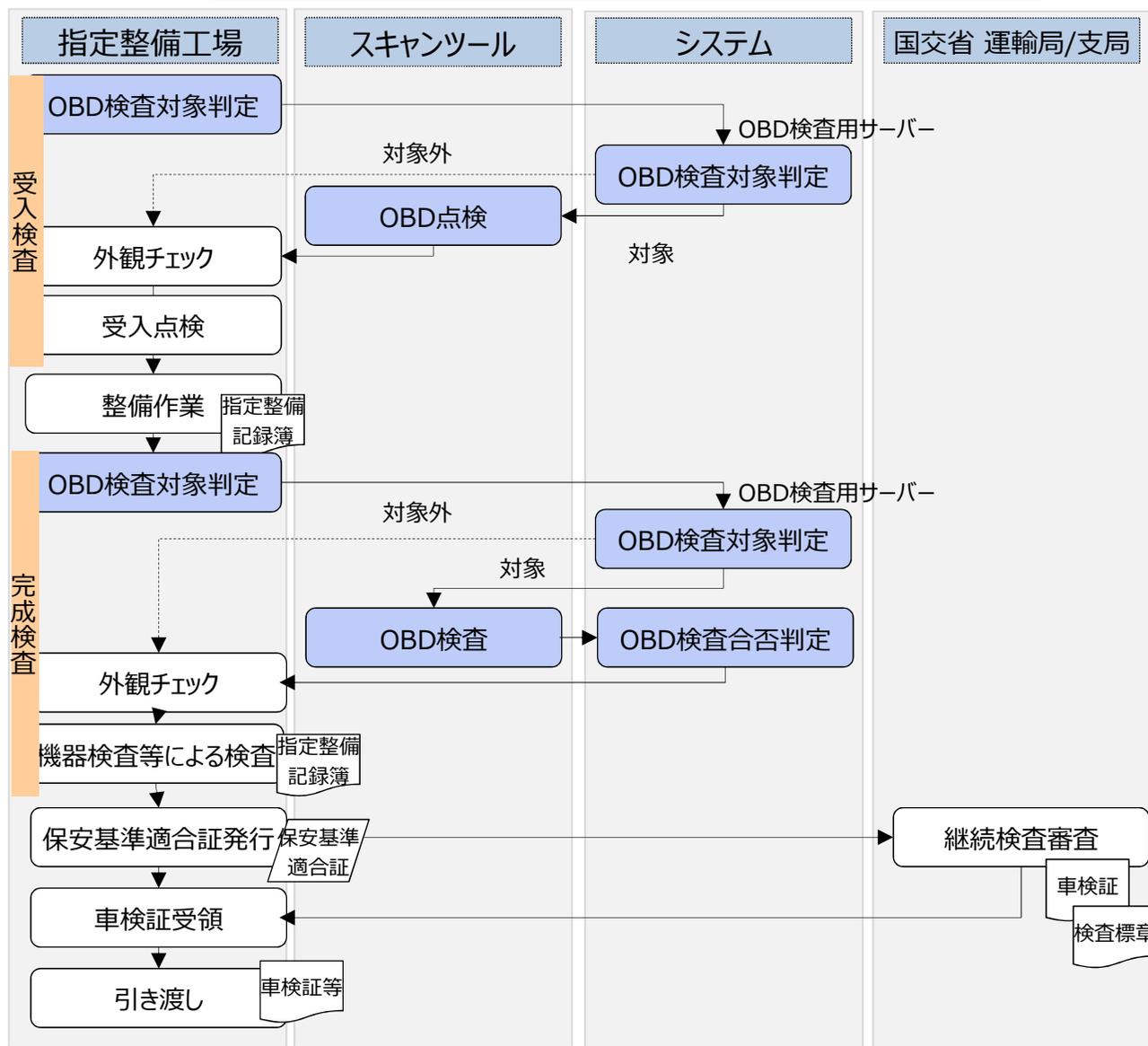
2. OBD検査作業の流れ（指定整備工場でのイメージ）



現行業務フロー



OBD検査導入後業務フロー（例）

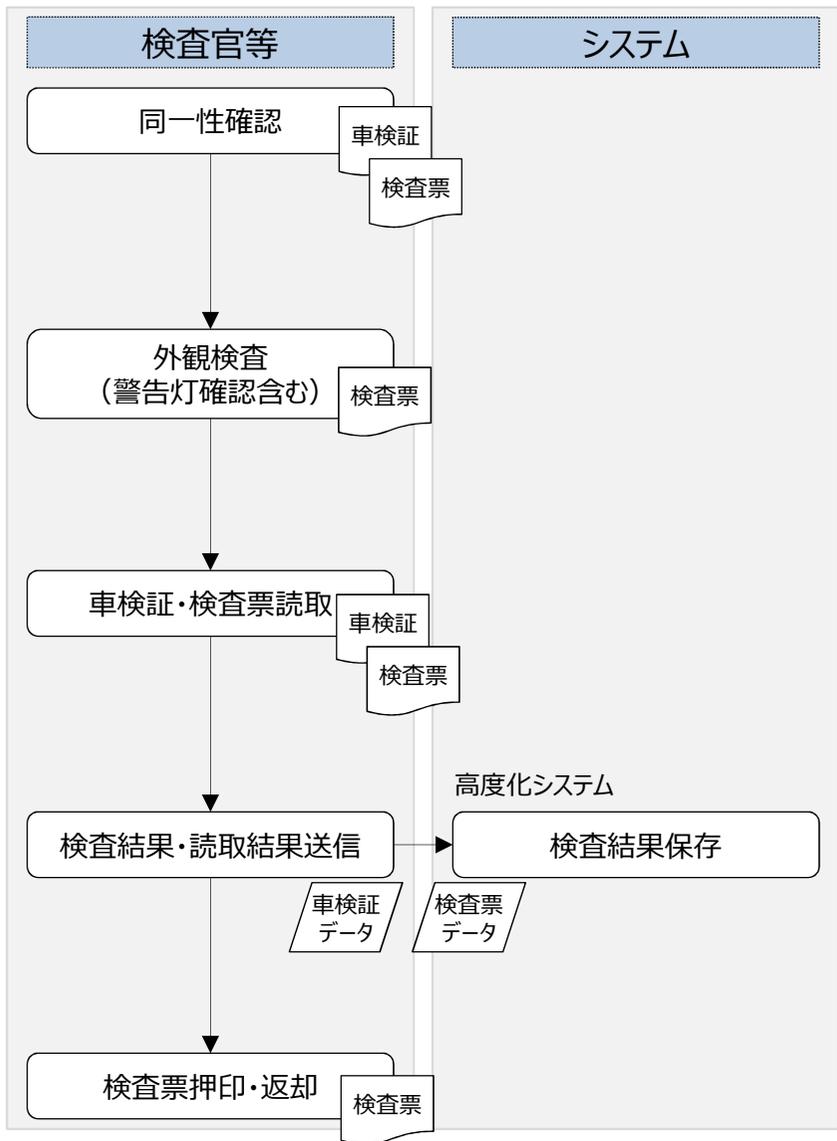


2. OBD検査作業の流れ (参考※)

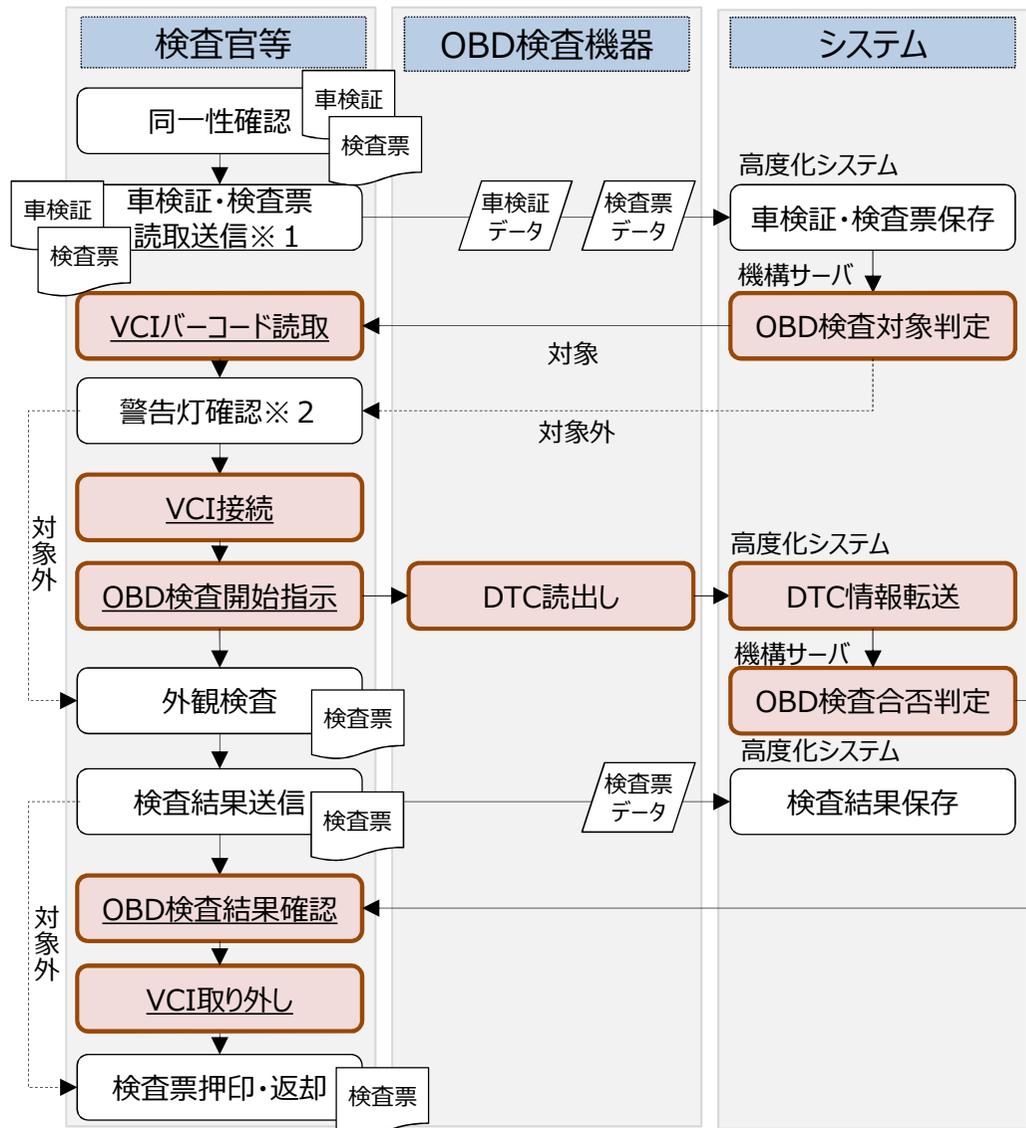
※検査場（機構）でのイメージ

【凡例】
 → : OBD検査対象
 - - → : OBD検査対象外
 [] : OBD検査導入に伴う追加作業

現行業務フロー



OBD検査導入後業務フロー (例)



※ 1 : OBD対象車両判定を実施するため、現行フローから実施順を変更
 ※ 2 : 現行では外観検査の中で実施されているが、OBD検査前提条件の確認のため実施順を変更

3. プレテストの目的

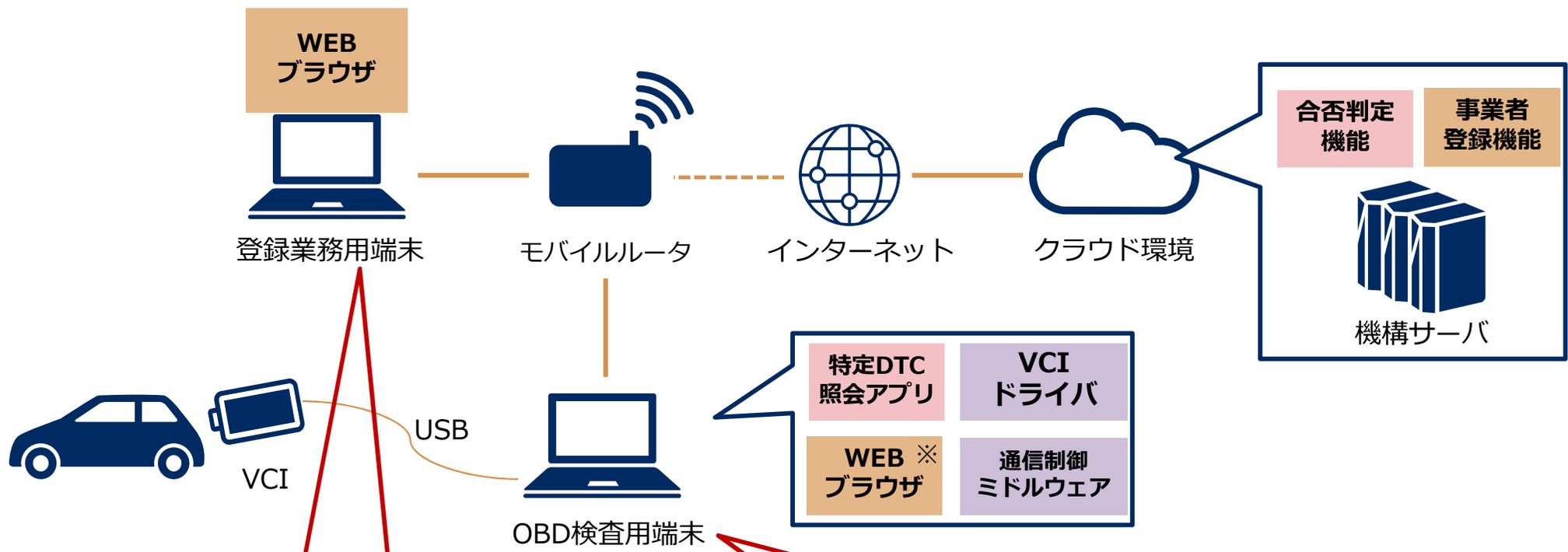
<目的>

- ① OBD検査の円滑な実施に向け、検査実施者の習熟を図る。
- ② 開発中のOBD検査システムについて、整備事業者向けの点検整備に係る追加機能の要否等を確認する。

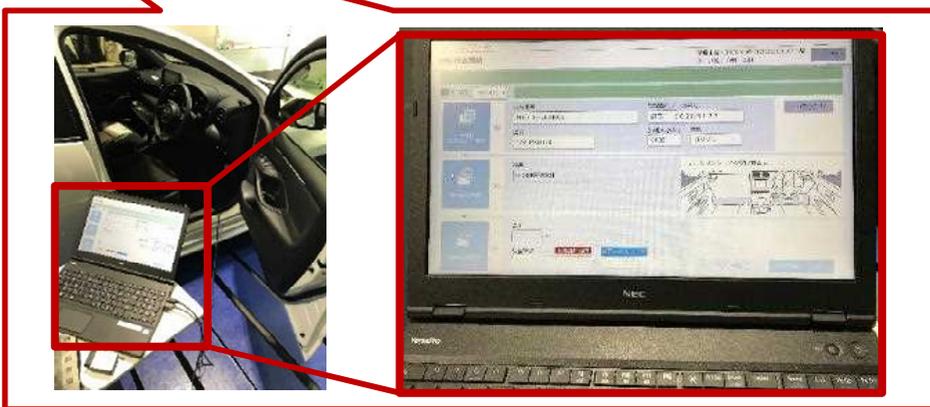


プレテストの実施イメージ

4. プレテストのイメージ



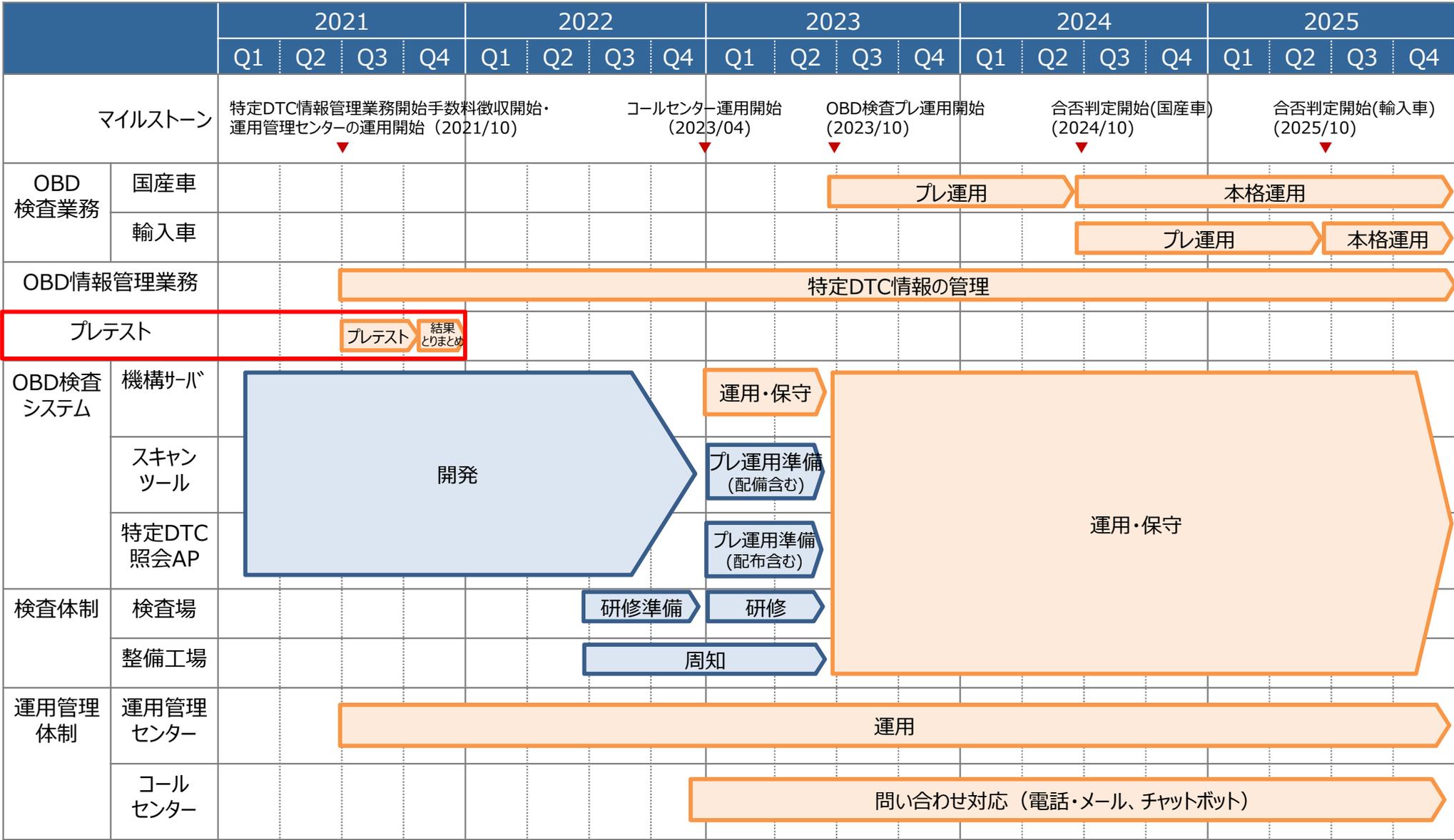
登録業務用端末による事業者・利用者登録の実施イメージ



4) OBD検査用端末による検査の実施イメージ

5. 今後のスケジュール

【凡例】  : OBD検査に向けた準備業務
 : OBD検査の運用にかかる業務



5. 自動車特定整備記録簿の取扱いについて

5.1. 点検整備記録簿の記載方法

法第 49 条により、自動車の使用者が点検又は整備をしたときは、点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。

点検整備記録簿は、点検の結果と整備の概要を記録、保存して、自動車の維持管理に役立てるためのものであり、点検整備記録簿は、自動車に備え置き、その保存期間は、自家用乗用自動車などにあつては 2 年間、その他の自動車にあつては 1 年間とされている。なお、自動車の維持管理を適切に継続していくためにも、この記録簿を可能な限り長期間保存し、自動車の「生涯記録簿」として活用されることが望ましい。

点検整備記録簿の記載事項と記載要領は一般に次のとおりである。

<記載事項及び記載要領>

(1) 「点検の年月日」

点検を実施した年月日を記載する。

(2) 「点検の結果」、「整備概要」

① それぞれの点検項目について、下表に示す作業区分に従って「整備概要」チェック記号を用いるなどして、点検の結果及び必要となった整備の概要を記載する。

② 整備の概要については、交換した主な部品(ブレーキ液、ブレーキ・ホースなど)や測定結果(ブレーキ・ライニング、ブレーキ・パッドの厚みなど)なども必要に応じて記載する。

③ 点検整備の際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録する。

(3) 「整備を完了した年月日」

整備を完了した年月日を記載する。

(4) 「車台番号」、「自動車登録番号又は車両番号」

自動車に備え付けの自動車検査証又は軽自動車届出済証を確認し記載する。

(5) 「点検時の総走行距離」

積算距離計(オドメータ)を見て点検時における自動車の総走行距離の数値を記載する。

(6) 「点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所」

点検又は整備を実施した者の氏名(法人は会社名)と住所を記載する。

なお、ユーザー自身が点検又は整備を実施した場合には、住所の記載は省略できる。また、点検と整備を実施した者が異なるときは、両者を記載する。

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった	—	レ
整備作業	交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。) ○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換	×
	修理	点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。) ○ 電気配線の損傷の修復 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理	△
	調整	点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。) ○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整	A
		点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。) ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整	
	締付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。) ○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め	T
	清掃	点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。) ○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○ バッテリーのターミナル部の清掃	C
給油	点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。) ○ エンジン・オイルの補給 ○ シャシ各部の給油脂	L	

<具体的な記載イメージ>

○点検結果に応じた調整、補充、清掃等の整備の概要を記載する。その際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録する。

例1) タイヤ空気圧を点検した結果、異常がなかった。

■走行装置

レ タイヤの空気圧/タイヤの亀裂、損傷

例2) ブレーキ・ドラムを交換した。

■ブレーキ装置

(×) ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷

○「車載式故障診断装置の診断の結果」を点検した結果、電子制御装置整備を行う場合、エーミング時に複数の整備作業を伴うことがあることから、その際にはそれぞれのチェック記号を点検整備記録簿に記載する。その際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録する。また、点検整備記録簿に整備の概要を記入する欄が存在しない場合には、適宜、その他の欄等を活用し整備の概要を記入する。

例 1) 衝突被害軽減制動制御装置のカメラのボルトを増し締めし、その後エーミング作業を行った。

■ブレーキ装置

 衝突被害軽減制動制御装置の機能

例 2) 「車載式故障診断装置の診断の結果」を点検した結果、衝突被害軽減制動制御装置のカメラを交換し、その後エーミング作業を行った。

■付属装置等

 車載式故障診断装置の診断の結果

その他の点検項目	
⊗	衝突被害軽減制動制御装置のカメラの交換
⊙	衝突被害軽減制動制御装置のカメラのエーミング作業

5.2. 電子制御装置整備に係る特定整備記録簿等の記載方法

法第 91 条により、自動車特定整備事業者は特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、特定整備の概要等を記載しなければならない。

新たな特定整備の対象となる電子制御装置整備作業においては、ガラス交換やバンパ交換等を行い、その後、別の特定整備事業者がエーミング作業を行うケースも想定される。この場合においては、特定整備記録簿の記載が別々になるものの、電子制御装置整備を行った場合に、最終的にエーミング作業が適切に実施されているかどうかの記録を残す必要がある。

また、指定自動車整備事業者が電子制御装置整備の作業を外注する場合であっても、その記載方法や外注先が交付する特定整備記録簿の取扱いについても明確にする必要がある。

<具体的に想定されるケースと特定整備記録簿への記載内容>

電子制御装置整備を実施する事業者は以下のⅠ～Ⅲに分類される。ケース 1～4 に示す場合の特定整備記録簿への記載内容と記載すべき者について、いくつか例を示す。

- I. 電子制御装置整備の認証を取得した特定整備事業者 (2.2 のパターン②及び③の事業者)
- II. 分解整備事業者であって、電子制御装置整備の認証を取得していない (2.2 のパターン①の事業者)
が、改正法施行の際 (令和 2 年 4 月 1 日)、現に電子制御整備作業に相当する事業を営んでいる者
- III. 分解整備事業者の認証を取得しておらず、改正法施行の際 (令和 2 年 4 月 1 日)、現に電子制御整備

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

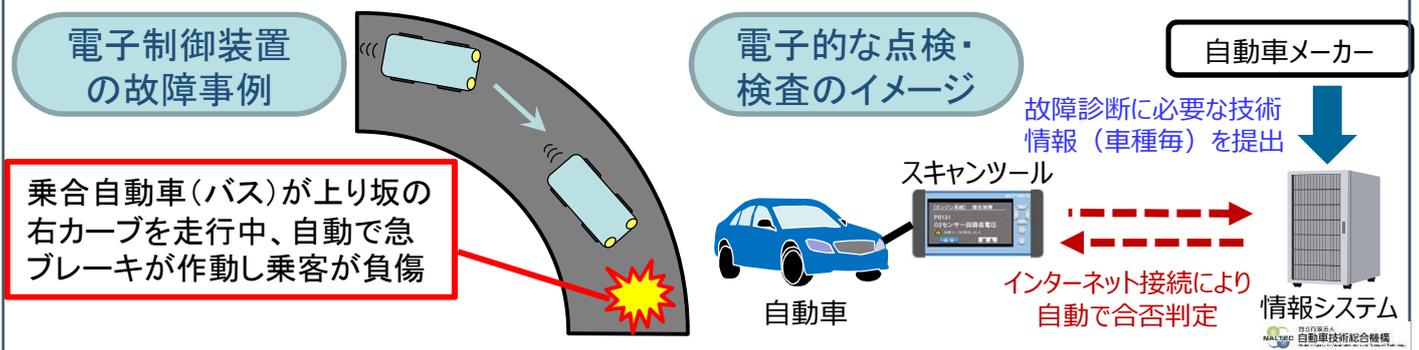
令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要なとなる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

技術情報管理手数料の納付方法について

令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{*1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^{*2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{*3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{*4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



令和 3 年 5 月 11 日
自動車局自動車情報課

オンライン申請により、引越し時のクルマの手続がより便利になります！

～ナンバープレートの交換が次回の車検時でも構いません～

政府全体で推進している引越しに伴う手続きの負担軽減の一環として、国土交通省では、今般、個人がオンラインにより変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとしました。

1. 背景

引越しの際には様々な行政機関や民間事業者に対して住所変更手続きを行う必要があり、引越しを行う方の負担となっていることから、政府では、引越しに伴う手続きの負担軽減に向けた取組を進めております。

自動車保有に係る住所変更手続き（変更登録）においては、自動車 OSS※によるオンライン申請の場合であっても、ナンバープレートの交換等のために運輸支局等に出向く必要があることから、国土交通省では、今般、個人によるオンライン申請の場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとしました。

※ 自動車の登録検査、保管場所証明、税・手数料納付をオンラインで一括して行える「自動車保有関係手続のワンストップ・サービス（OSS）」

2. 特例のポイント

- ・住所変更時の変更登録を個人がオンラインで申請した場合に、
 - ①新旧の車検証の交換を郵送により対応する
 - ②車検証の備考欄に旧登録番号（旧ナンバープレート番号）を記載することにより、ナンバープレートの交換は次回の車検時まで猶予することにより、引越し直後の運輸支局等への出頭を不要化します。
- ・特例措置を利用するかどうかは選択可能とします。
- ・運用開始時期は令和 4 年 1 月を予定しています。

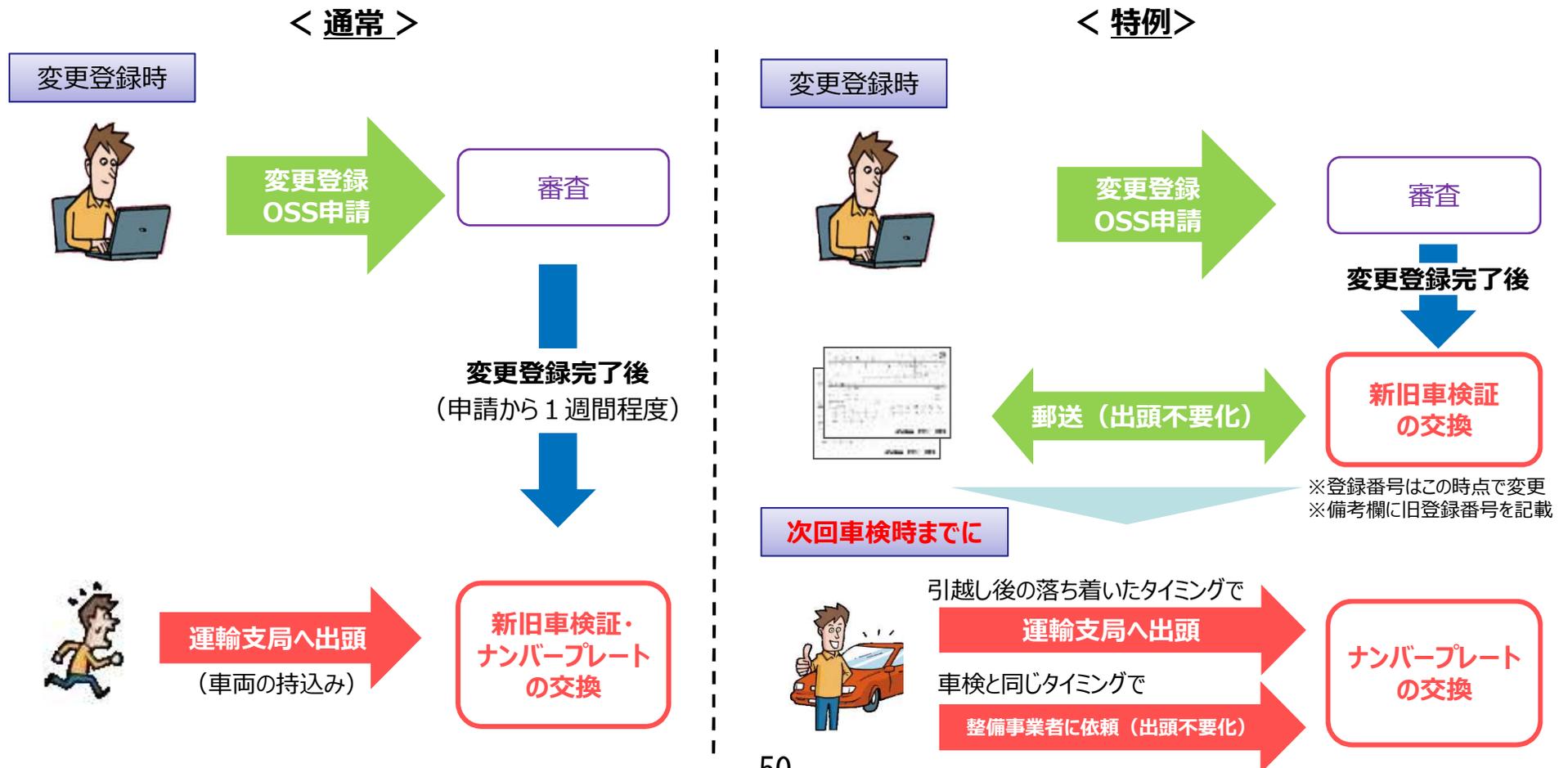
詳細については、固まり次第、追って公表いたします。

【お問い合わせ先】

自動車局自動車情報課 矢島、山浦、福室、小泉
（代表）03-5253-8111（内線 42114、42118）
（直通）03-5253-8588

住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要

- 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越し時の個人による変更登録OSS申請**の場合に、**変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予**する。
- **令和4年1月の運用開始**に向けて、システム改修等の準備を進める。



令和3年1月～検査申請書への押印（署名）欄が廃止されます

継続検査申請書 専用3号様式

1 種別 2 丁数 3 有効期限 4 検査種別 5 検査所 6 検査種別 7 SNOx-PM 8 検査結果表示

自動車検査種別 (記入欄) 運輸 555 さ 1234

検査種別 (記入欄) AB3-1234567

検査種別コード

検査種別表示欄

運輸支局長 殿
運輸監理部長
令和 年 月 日

申請人 (空用者)
氏名又は名称

住所

受検者
氏名又は名称

住所

以下の欄面に記載すべき事項が登録簿記載事項に定用された場合はチェックしてください。
 検査が実施済

継続検査に必要な書類等

納税証 保険証 重量税 手数料 申請書 記録簿

自動車検査申請書には、これまで継続検査の申請者である使用者の押印または署名が必要でしたが、令和3年1月から、「使用者」の押印または署名が廃止となりました。

押印（署名）は不要です

申請人 (空用者) **運輸 太郎** ~~押印~~

住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

※詳しくは職員までお尋ねください。



令和3年1月～検査申請書への押印（署名）欄が廃止されます

自動車検査証

検査種別コード

検査種別表示欄

申請人 (空用者) **みほん**

住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

自動車検査証の使用者及び住所を記名してください。

※使用者が個人の場合

申請人 (空用者) **運輸 花子**

住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

※使用者が私法人の場合

申請人 (空用者) **国土交通株式会社**

住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-3



令和2年12月8日
自動車局自動車情報課

車検証を電子へ！

～電子車検証の仕様に関する検討結果について～

電子化された自動車検査証（以下、「電子車検証」という。）の仕様について、総合的に検討した結果、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することとしましたので、お知らせします。

自動車保有関係手続については、関係省庁と連携し、オンラインで一括した申請手続を可能とするワンストップサービス（OSS）を導入・推進しています。さらなる推進に向けて、継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっている運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完結することを可能とする、車検証の電子化を実現するため、平成30年9月から計11回にわたって、「自動車検査証の電子化に関する検討会」が開催され、令和2年6月に「報告書」が公表されたところです。

電子車検証の仕様について、同報告書において、「実際の利活用のニーズを十分に踏まえながらも、ユーザ負担を抑制する観点から、システムのライフサイクルでの費用対効果を十分に勘案しつつ、自動車検査証の電子化を可能な限り低コストで実現することが適当である」とされました。

これを踏まえ、国土交通省において、車検証の電子化に係る全体コストやICチップの空き領域の利活用方策等、あらゆる観点から総合的に検討した結果、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することといたしました。

電子車検証のイメージは別紙のとおりです。

今後は、令和5年1月に予定している車検証電子化の開始に向けて、関係者と連携しながら、具体的な制度整備や関係システムの構築等に着実に取り組んでまいります。

<参考> 「自動車検査証の電子化に関する検討会」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000034.html

<問い合わせ先>

国土交通省自動車局自動車情報課 平賀、猪原
（代表）03-5253-8111（内線）42104、42115
（直通）03-5253-8588（FAX）03-5253-1639

電子車検証のイメージ

<表面>

自動車登録番号又は車両番号		初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
品川 399 さ 1234		令和 2年10月	普通	乗用	自家用	98765	0001
車名				車体の形状			
コクドコウツウ				箱型			
車台番号				燃料の種類		総排気量又は定格出力	
ZZZ99-SAMPLE01				ガソリン		1.59 kW L	
型式		原動機の型式		前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ZXX-ABC99		ABC-3DE		750 kg	- kg	- kg	600 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5 人	- kg	1350 kg	1625 kg	448 cm	173 cm	149 cm	
使用者の氏名又は名称							
国土 交通							
備 考							
H10騒音99db, その他							

I
C
タ
グ

<裏面>

I
C
タ
グ

記入欄

(注意事項)

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携帯して下さい。
2. 継続検査は、「有効期間の満了する日」の1か月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前）から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。
3. 自動車検査証に記載又は記録されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出て下さい。

※ 電子車検証の大きさは、A6サイズ+ICタグ分の余白を想定
 ※ 台紙及びICタグの具体的な仕様については今後検討

東自旅一第316号
東自貨第192号
東自監第89号
東自整第74号
東自保第63号
令和3年8月31日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)
自動車技術安全部長
(公印省略)

令和3年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、令和2年度より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施して積極的に取り組んできたところであるが、令和2年度の東北地域の発生件数は43件（速報値）であり、統計上最大の件数となった令和元年度に続き2年連続で40件を超える危機的な状況であることを重く受け止める必要がある。

昨年度の「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」は、全国一斉に11月より開始したが、東北地域においては、既に冬用タイヤへの交換作業を終えようとする時期になっていたことから、今年度は、東北地域独自に9月より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を別添のとおり実施することにしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

令和3年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」実施要領

1. 実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 東北運輸局は、車輪脱落防止にかかる特別ページを設置するとともに、局 Twitter 等に車輪脱落事故防止にかかる情報を展開する。
- ② 東北運輸局及び各運輸支局は、ポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ③ 各運輸支局は、整備管理者研修、整備主任者研修及び自動車検査員研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。
- ④ 東北運輸局は、次の関係機関に対して協力依頼する。
 - 地方整備局
 - ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
 - ・道の駅におけるポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。
 - NEXCO 東日本
 - ・SA、PA に設置されたデジタルサイネージを用いた啓発活動及びポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。
- ⑤ 各運輸支局は、次の関係機関に対して協力依頼する。
 - 各県道路管理者
 - ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
 - ・県管理の施設におけるポスター掲示及びチラシの設置を依頼する。
 - 各県労働局
 - ・各労働基準監督署の立ち入り調査時に、事業者にチラシを渡すことによる車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。
 - 安全運転管理者講習実施機関
 - ・安全運転管理者講習を実施している機関（各県安全運転管理者協会等）に対して、受講者にチラシを渡し車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。
 - 各県交通安全対策協議会
 - ・支局役職者が委員又は幹事となっている各県交通安全対策協議会等において、交通安全県民運動等の際に、車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各運輸支局は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。

なお、トルクレンチを用いた点検を行ったうえで、大型車の運転者に対してヒアリングを行う街頭検査は、街頭点検と表記し、事前プレス発表したうえで実施する。
- ② 各運輸支局は、車輪脱落事故を発生させた大型車の使用者に対して、事故直前の車輪脱着歴等についての詳細調査を実施するとともに、可能な場合には、実態

調査として、現車の確認を行う。

- ③ 各運輸支局は、運送事業者に対して、取組状況を確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和2年度を優先に過去3年間（平成30年度以降）に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ④ 各運輸支局は、大型車を取り扱う指定工場監査時に実態等のヒアリングを実施する。
- ⑤ 各運輸支局は、次の関係団体等に対して、積極的な取組を実施するよう協力要請する。

なお、各県の実情に応じて、関係団体等を集めた対策会議（説明会）を開催する等、各団体と意思の疎通を図り、連携して対応できるよう配慮するものとする。

○地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という）

- ・地方実施機関が巡回指導の際、貨物運送事業者が行っている取組状況を確認するとともに、取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導を行うよう要請する。

○各県トラック協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策※」）の周知徹底を図るよう要請する。
- ・車輪脱落事故防止に関する決起集会（研修会等）が開催される場合にあつては、可能な限り、支局からも参加して、車輪脱落事故防止に関する講義の実施や、支局長メッセージの読み上げ等、支局と連携して取り組むよう要請する。

○各県バス協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」）の周知徹底を図るよう要請する。

○各県自家用自動車協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○各県自動車整備振興会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」）を周知するよう要請する。
- ・整備工場の取り組みとして、タイヤ脱着車両の大型車の使用者に対し、増し締め周知を徹底するとともに、状況に応じて「増し締めを実施したか」を電話等で確認する活動を要請する。

○各県自動車車体整備協同組合

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、組合員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急

対策)を周知するよう要請する。

○日本自動車販売協会連合会各県支部

・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」）を周知するよう要請する。特に大型車販売店の営業担当が大型車の使用者に訪問する際は、丁寧に注意事項等を説明し事故防止対策を確実に実施するよう呼びかける。

○各県石油商業組合

・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、組合員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○各県のタイヤメーカー大手4社の販売拠点

（大手4社とは、株式会社ブリヂストン、住友ゴム工業株式会社、横浜ゴム株式会社、TOYO TIRE 株式会社です。）

・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、提携のタイヤショップに対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

・タイヤショップの取り組みとして、タイヤ脱着車両の大型車の使用者に対し、増し締めを徹底するとともに、状況に応じて「増し締めを実施したか」を電話等で確認する活動を要請する。

※「令和2年度緊急対策」とは、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について」（令和2年10月30日付け、国自安第110号、国自旅第261号、国自貨第54号、国自整第188号）の別添1を指すが、「令和3年度緊急対策」が策定された場合には、本通達の文中「令和2年度緊急対策」は「令和3年度緊急対策」に読み替えるものとする。

2. キャンペーンの実施期間

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和3年9月から令和4年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として東北地域独自に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

3. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

4. 報告

各運輸支局は、取り組み状況について、別途指示する方法により運輸局に報告する。

事務連絡
平成19年4月20日

社団法人日本自動車整備振興会連合会
指導部長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部整備課
点検整備推進対策官
事業班長

3月14日、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）の一部改正を公布し、4月1日から施行されました。これに合わせ、定期点検の実施方法等を自動車使用者又は運転者が容易に理解することができるように作成している自動車の点検及び整備に関する手引（平成12年運輸省告示第162号。以下「手引」という。）を全面改正しました。

今回の改正では、大型車の車輪脱落事故が依然として発生していることから、この再発防止を目的として、自動車点検基準において大型車の12月点検項目に「ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷」を追加し、手引においてディスク・ホイールを外して点検すること及びディスク・ホイール取付後50～100km走行後にホイール・ナットの増し締めをすること（以下「増し締め」という。）等を規定しました。

しかし、増し締めについては自動車使用者に車両を引き渡した後に行われることが通例であると考えられ、また、整備事業者に再入庫するか又は自動車使用者自ら増し締めを行うかどうかは自動車使用者に委ねられることから、下記の事項について貴会傘下会員に対して周知徹底方よろしくをお願いします。

記

1. 増し締めは、12か月点検の一部として自動車使用者の責任において実施しなければならないものですが、増し締め自体は、下記2に則り対応することを前提に、道路運送車両法第94条の5第1項の点検に関しては、指定自動車整備事業者が必ず実施しなければならない作業の内容には含まれないものとして扱います。また、認証事業者が行う12か月点検においても同様に、検査場への持込み前の点検において、必ず実施しなければならない作業の内容には含まれないものとして扱います。
2. 増し締めに係る記録簿の記載について
 - ① 定期点検整備を行った整備事業者が、自らなじみが出るまで走行（50～100km走行）し、増し締めも実施した場合「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締め実施済み。」を附記してください。
 - ② 定期点検整備において、整備事業者がディスク・ホイールの取り付けまでを実施した場合「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締めをしてください。」を附記することにより増し締めは実施していないことを明確にしてください。また、自動車使用者等に対して増し締めの励行につい

て啓発するように努めるとともに、自動車使用者が自ら増し締めを実施する場合には、③に準じて点検整備記録簿等に記載することを啓発して下さい。

③ ②の場合の後、整備事業者が増し締めだけを実施した場合

道路運送車両法第 49 条第 1 項の規定に基づき点検整備記録簿（新規のものでも、②で記載済みのものでも可。）に記載することとし、増し締めを実施した旨をアドバイス欄等に記載してください。（なお、車両に備え付けのメンテナンスノートに付随した「メンテナンスレコード」に記載することでも良いこととします。）

3. 点検又は整備の料金の設定・請求にあたっては、増し締めに関し、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号の規定を遵守してください。

大型車の車輪脱落事故防止について

令和2年12月
東北運輸局自動車技術安全部



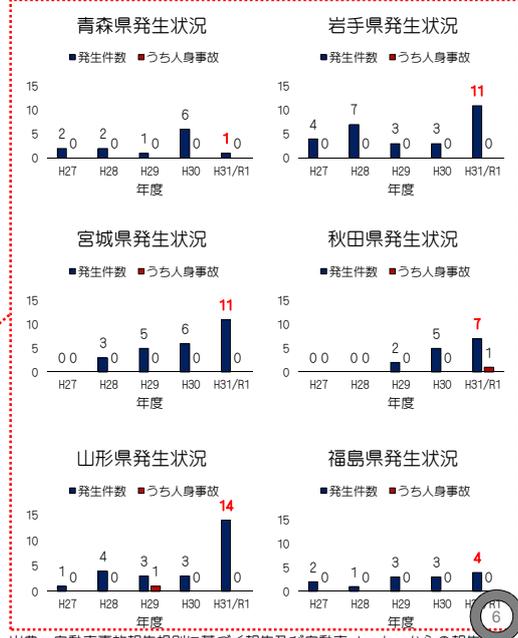
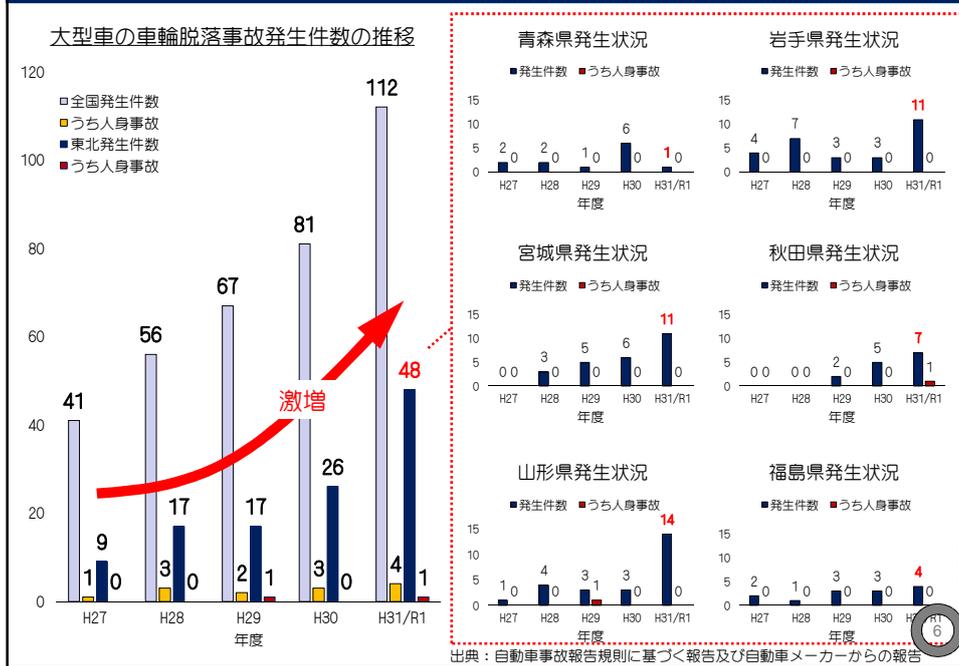
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

掲載事項

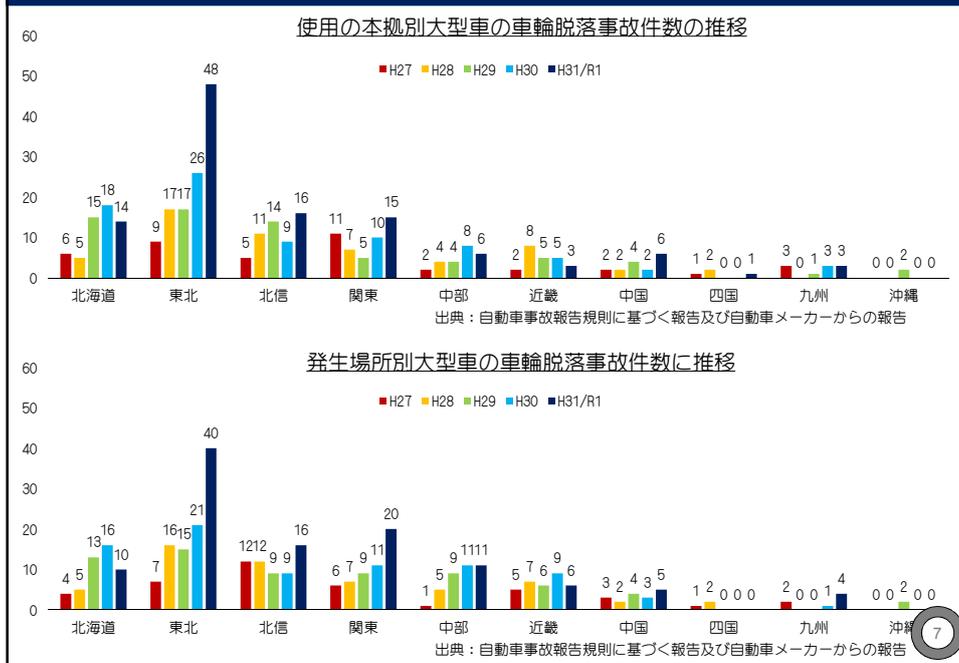
1. はじめに
2. 「輸送」の関係者（例）
3. 脱落車輪の衝撃
4. 大型車の車輪脱落による死亡事件事例
5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）
6. タイヤ交換作業等の実態調査結果（大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG）
7. 事故発生メカニズム（推定）
8. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）
9. 法定点検項目
10. 【参考】タイヤ交換作業管理表、日常点検票
11. 事故報告
12. 「輸送」の関係者（例）
13. 【参考】交通事故による社会的損失
14. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介
15. まとめ



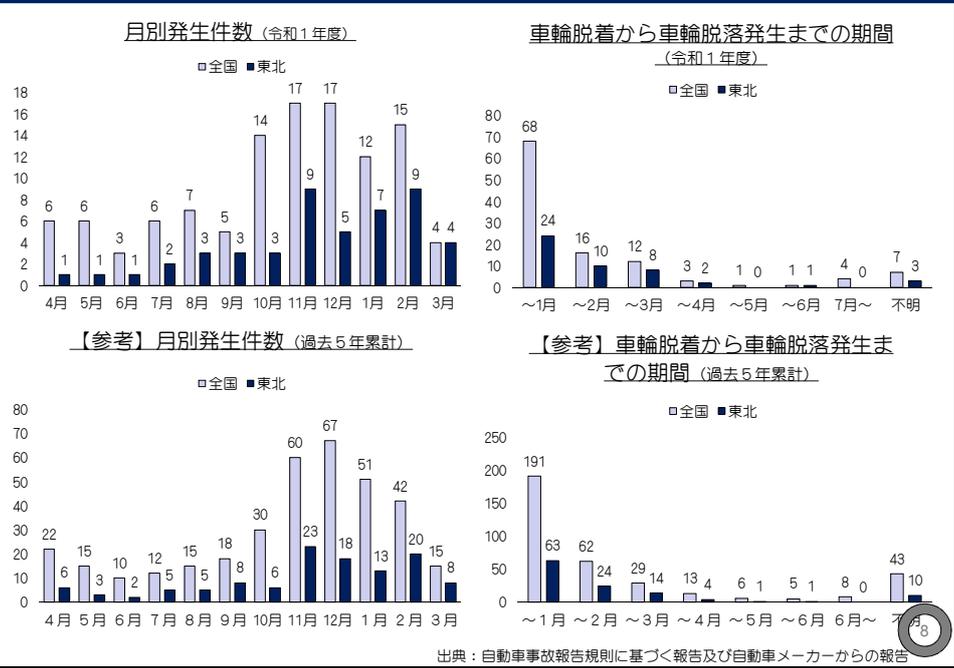
5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）①



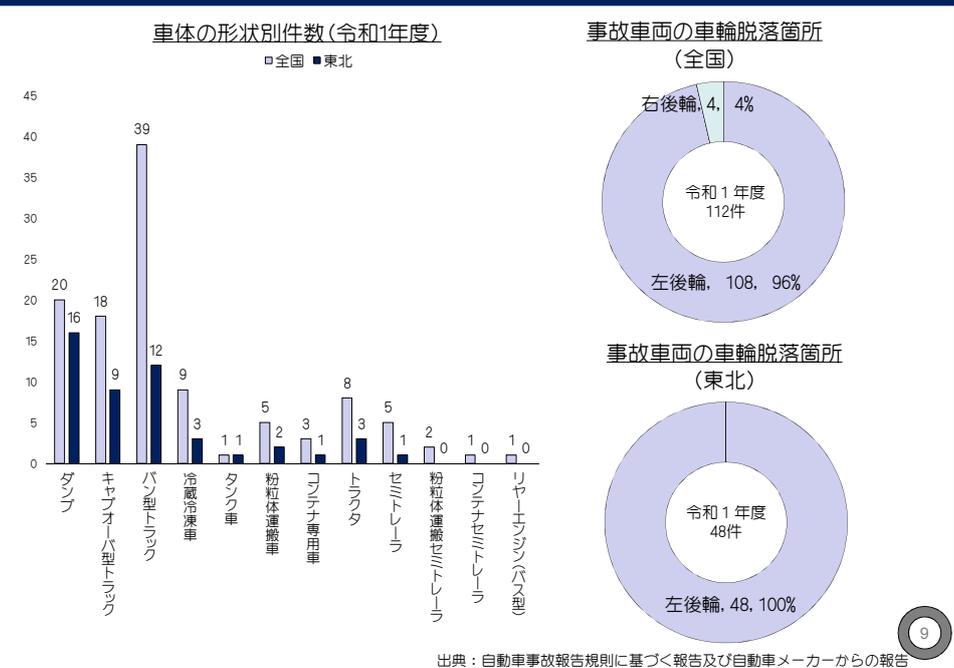
5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）②

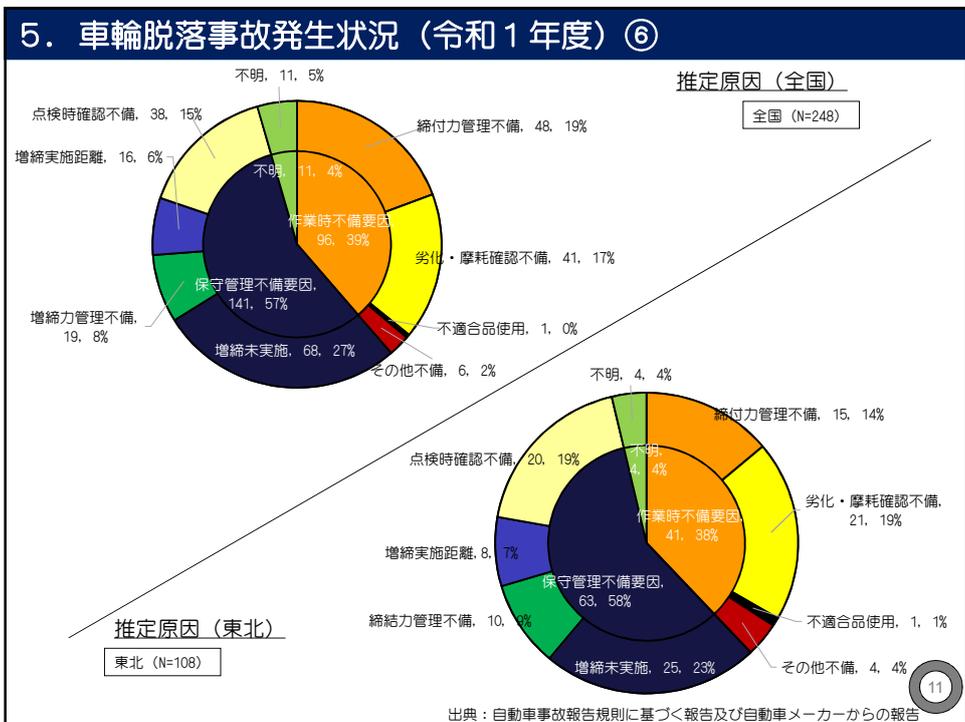
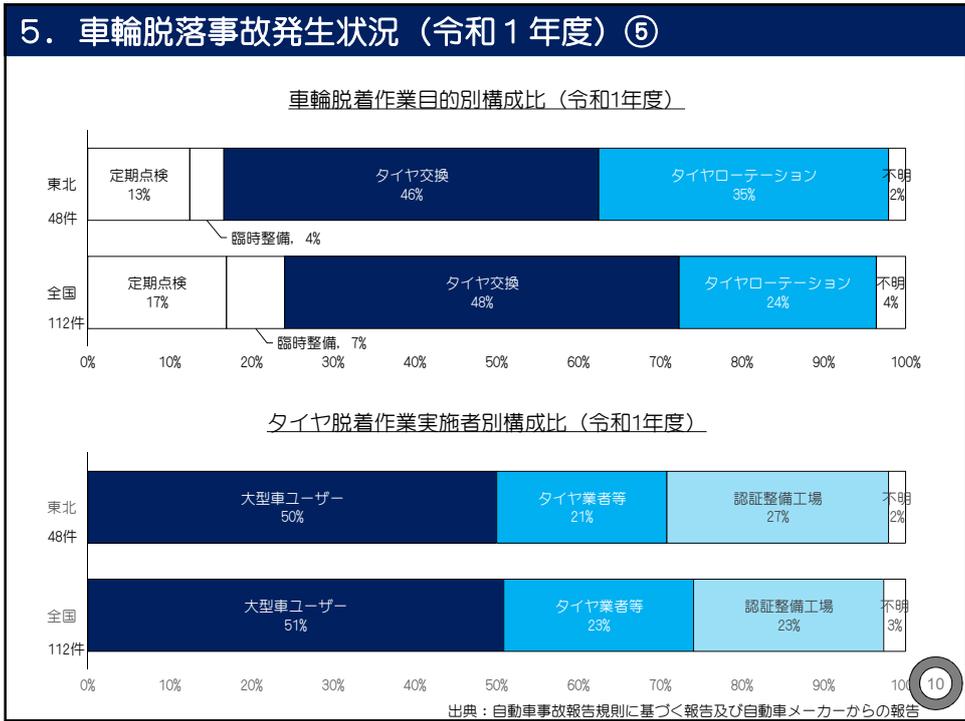


5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）③



5. 車輪脱落事故発生状況（令和1年度）④





6. タイヤ交換作業等の実態調査結果 (大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG)

- ◎車輪脱落事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施し、車輪脱落事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、次の傾向が見られた。
- 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
 - タイヤ交換時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
 - タイヤ交換時は、いずれの事業者の場合でも規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けていない実態が多い。
 - 増し締めを実施していない割合は、事故未発生事業者の方は低いものの緩みがあれば実施している割合が高い。
 - 増し締め時は、事故未発生事業者の方が規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けている実態が多い。

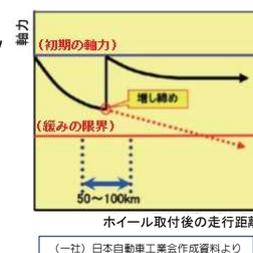
出典：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG－車輪脱落事故防止対策の方向性－中間とりまとめ
 概要版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan_abst.pdf
 詳細版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan.pdf

12

7. 事故発生メカニズム (推定)

◎ホイール・ボルト折損、ホイール・ナット脱落により車輪が脱落

- ①ボルト・ナットに錆や傷がある場合や、エンジンオイルを塗布しない場合には、規定トルクで締付けても必要な軸力（締結力）が得られない場合があり、初期なじみの影響等で、軸力が徐々に低下し、ホイールナットの緩みが発生 【予兆】
- ②ホイール・ディスクのがたつきが発生
- ③ホイール・ナットに過度な負荷が生じ、ボルト折損やナット脱落発生
- ④このため、ホイール・ディスクが車軸と保持できなくなり、車輪脱落が発生



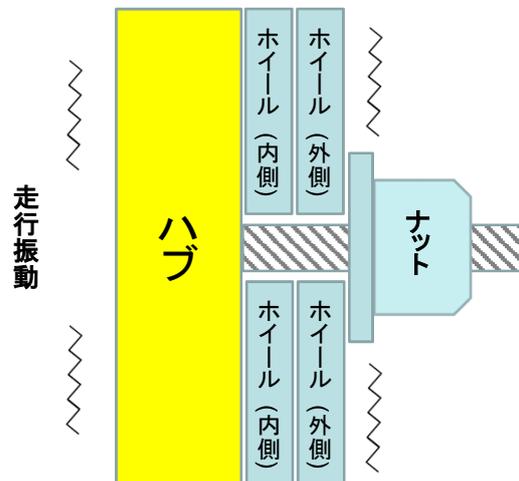
注：本推定メカニズムは、実験等での検証は行われておりません。

13

7. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

① ホイール脱着作業の後、しばらく走行すると「初期なじみ」が生じる。

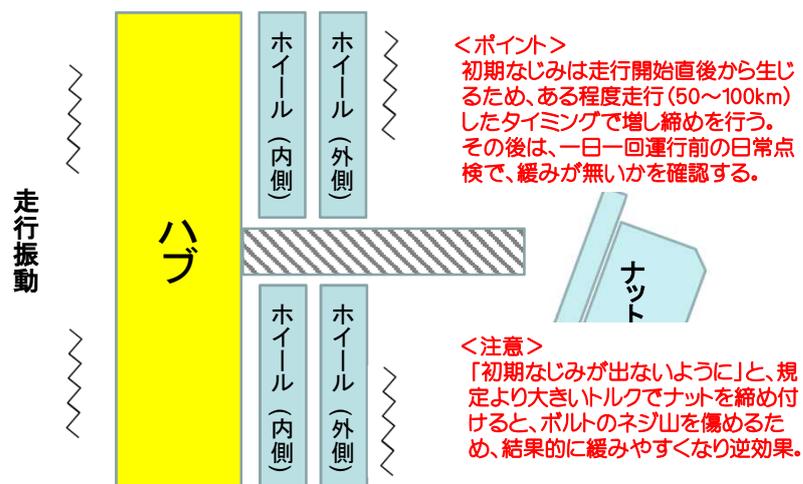


14

7. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

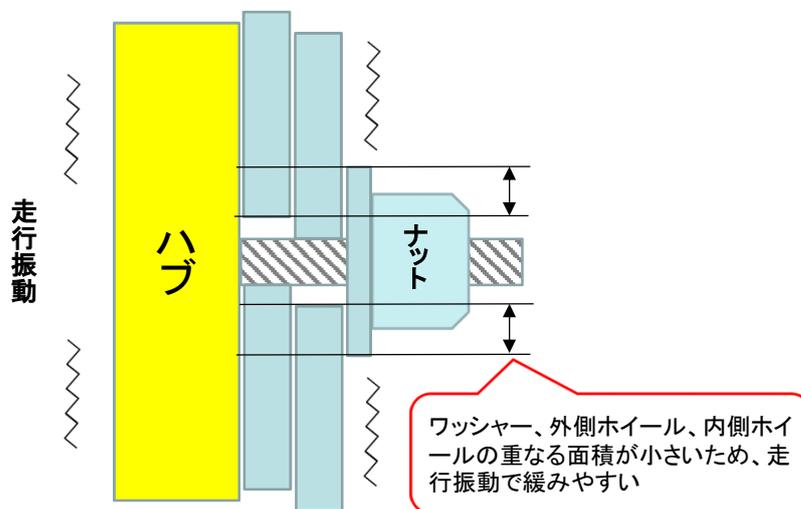
② そのまま走行していると徐々に緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



15

7. 事故発生メカニズム (推定)

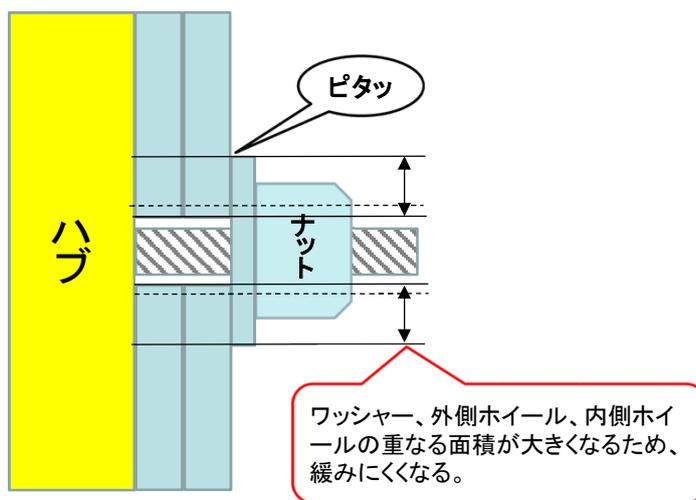
(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



16

7. 事故発生メカニズム (推定)

(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生

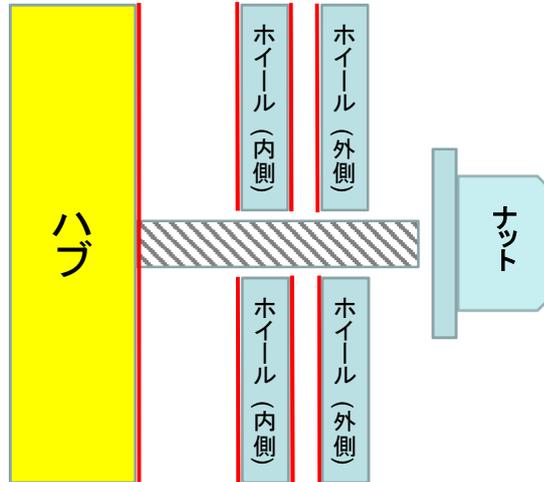


17

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

①各当たり面の錆や泥等を清掃しないまま組み付けると・・・。

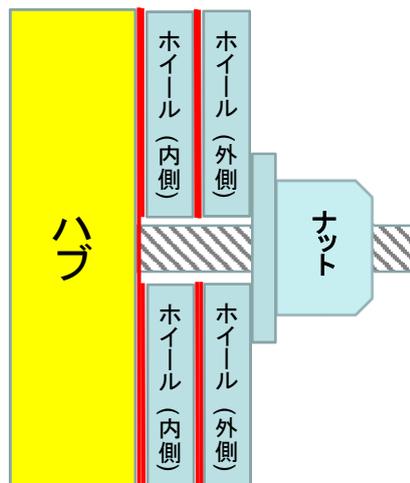


18

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

②当たり面の間に錆等の層が挟まれた状態で締め付けられる。

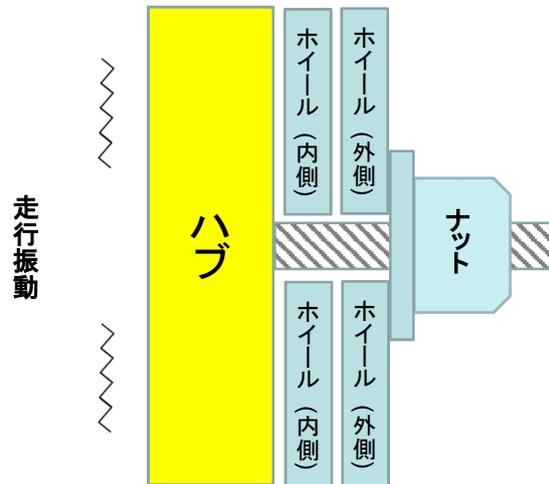


19

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

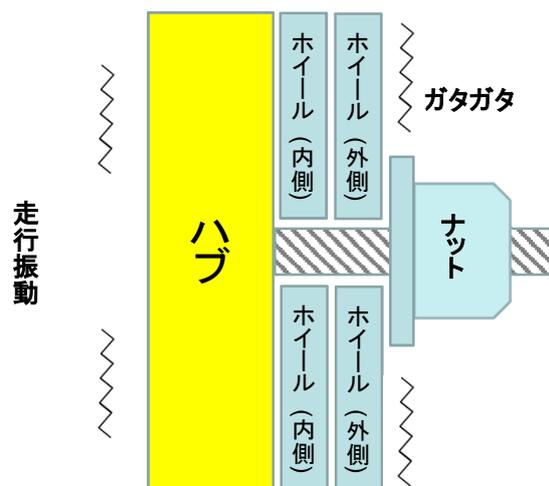
③ 走行振動により錆等の層が脱落する。



7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

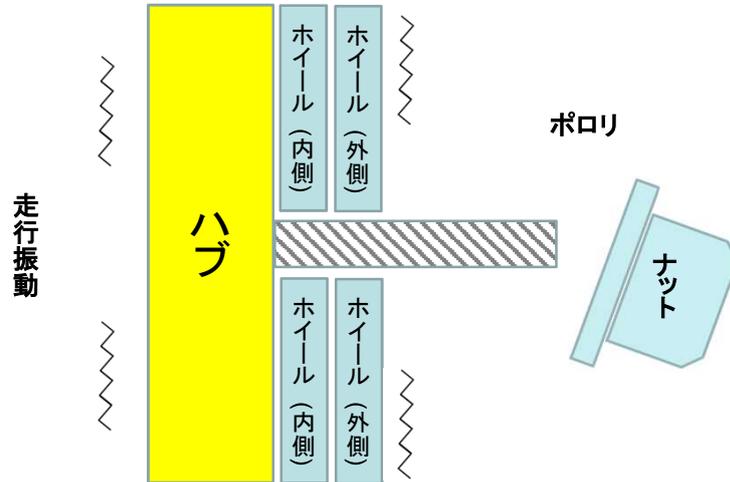
④ すき間ができることによりナットの締結力が低下し、走行の振動により緩みが生じる。



7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

⑤ 緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。

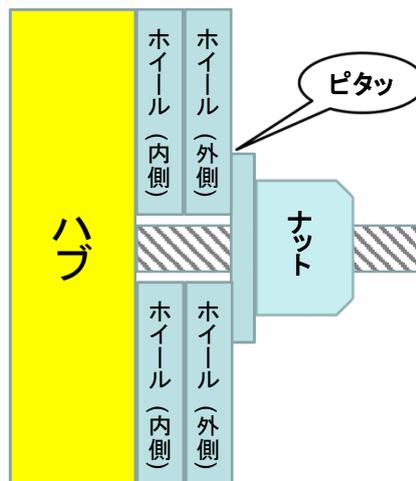


22

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

防ぐためには → 当たり面の錆、泥、汚れ等をしっかり落としてから組み付ける。

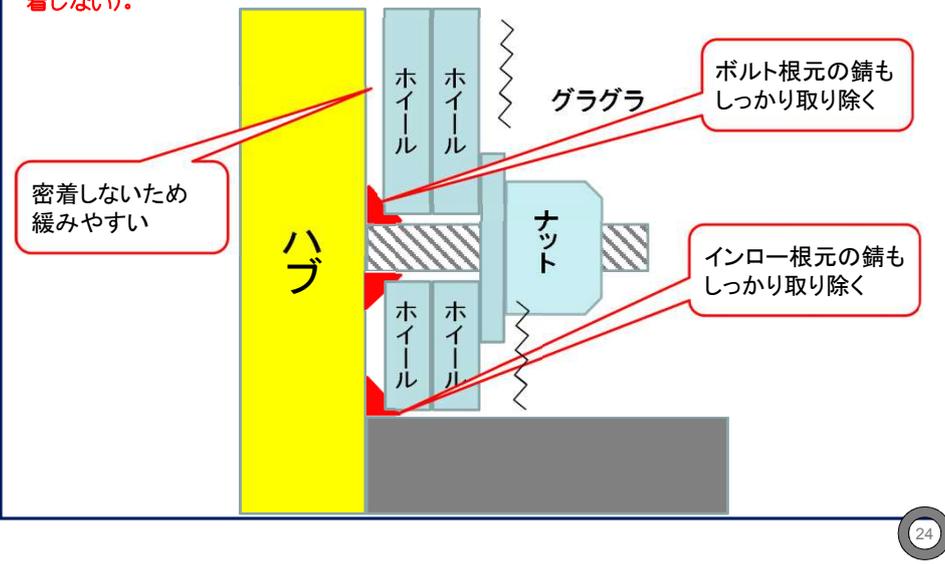


23

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

ボルトや、ハブはめ合い部(インロー部)根元の錆にも注意(錆が挟まり、ホイールとハブが密着しない)。

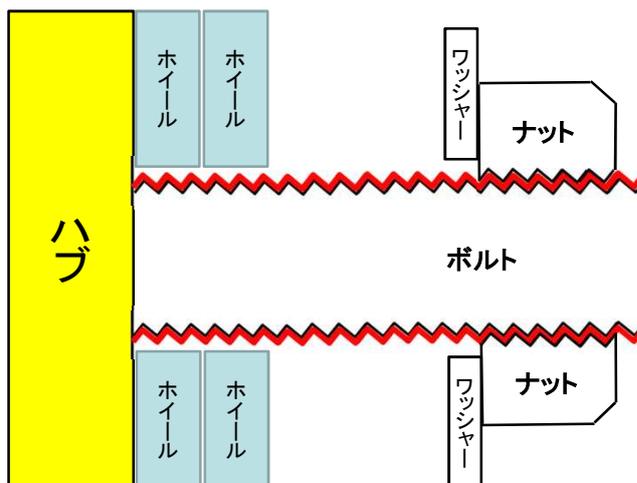


24

7. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

①ボルト、ナットの錆びを落とさずそのまま締め付けると・・・。

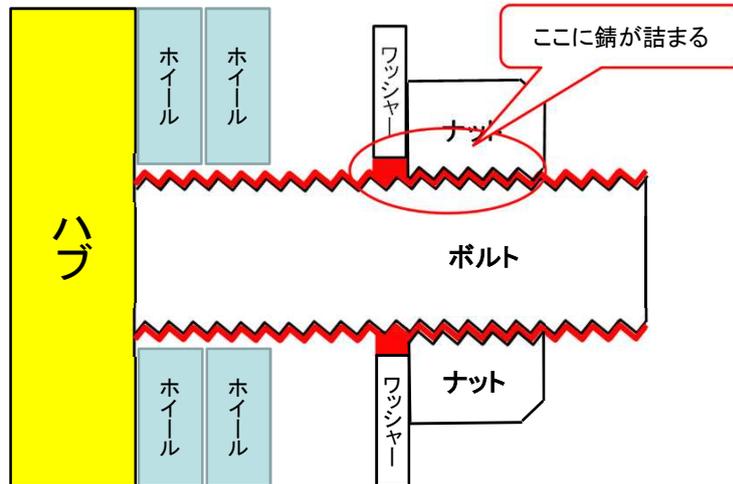


25

7. 事故発生メカニズム（推定）

（4）ボルト、ナットの錆による緩み発生

②ナットが進むにつれ、削れた錆がネジ山に詰まっていく。

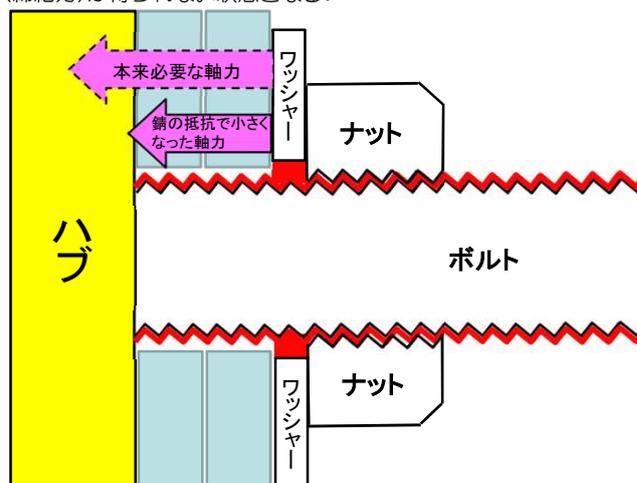


26

7. 事故発生メカニズム（推定）

（4）ボルト、ナットの錆による緩み発生

③ネジ山に詰まった錆が締め付けの抵抗となり、規定トルクで締め付けても、本来必要な軸力（締結力）が得られない状態となる。

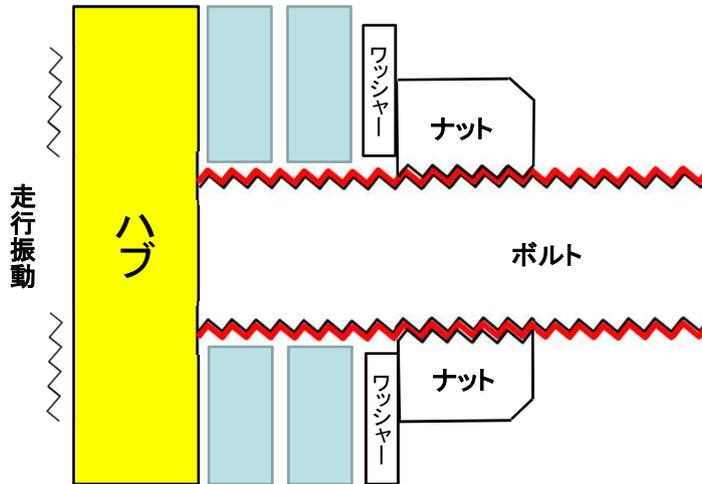


27

7. 事故発生メカニズム (推定)

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

④ 走行振動で緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。

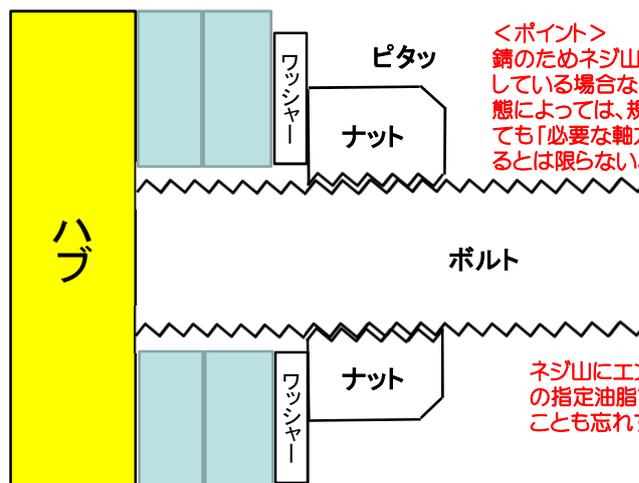


28

7. 事故発生メカニズム (推定)

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

防ぐためには → ボルト、ナットが錆びている場合、錆を落としてから締め付ける。



<ポイント>
錆のためネジ山の形が崩れたり損傷している場合など、ボルト・ナットの状態によっては、規定トルクで締め付けても「必要な軸力(締結力)」が得られるとは限らない。

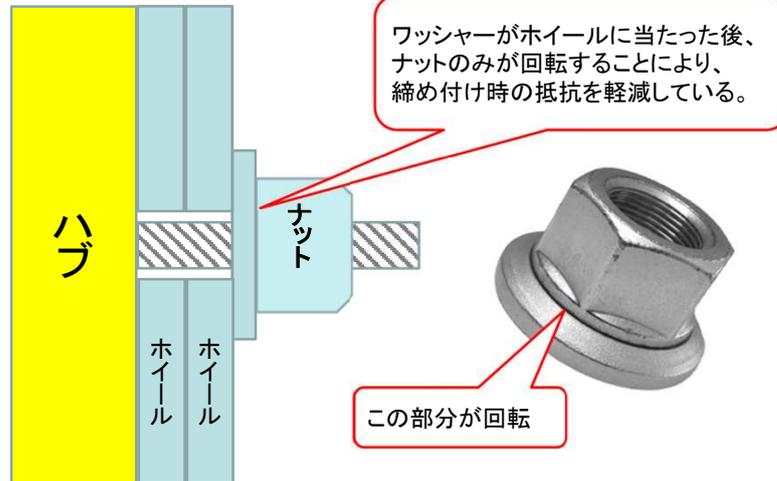
ネジ山にエンジンオイルなどの指定油脂を薄く塗布することも忘れずに。

29

7. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

- ① ISO方式のナットワッシャーには、スムーズに回ることによって締め付け時の回転抵抗を軽減する機能がある。

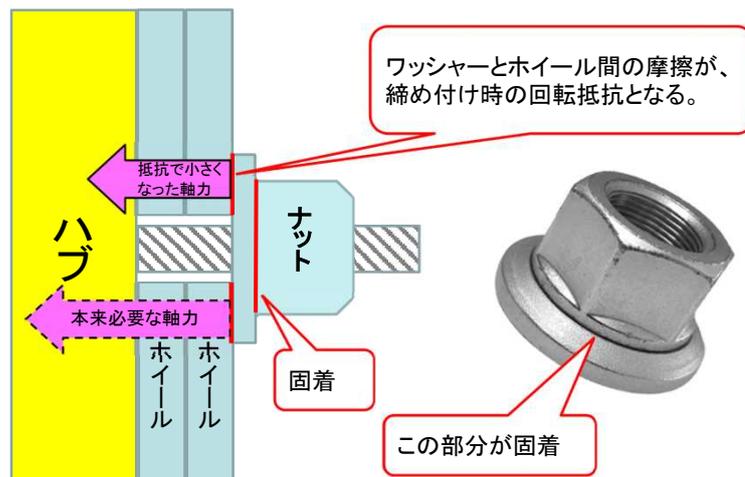


30

7. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

- ② ナット-ワッシャー間が錆等によりスムーズに回らないと、締め付け時の回転抵抗が大きくなるため、規定トルクで締め付けても、必要な軸力（締結力）を得られない。

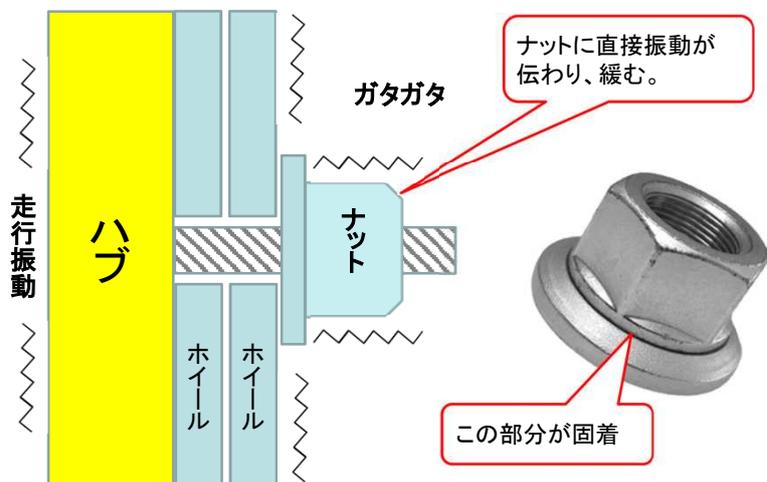


31

7. 事故発生メカニズム (推定)

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

③軸力(締結力)が小さく、また、走行振動がナットに直接伝わるため、ナットが緩みやすい。

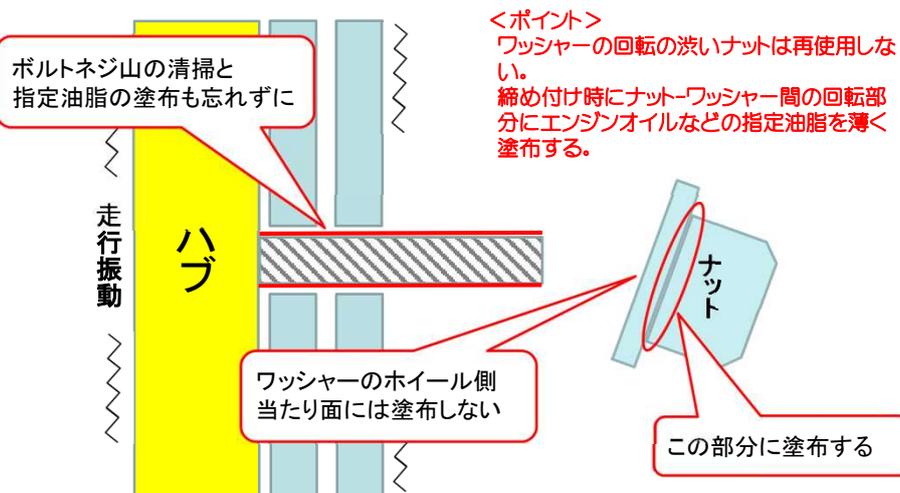


32

7. 事故発生メカニズム (推定)

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

③緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。

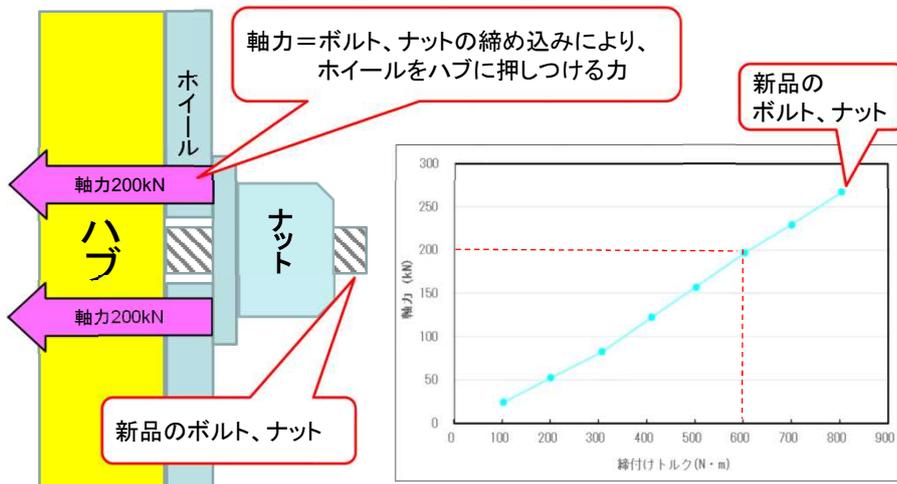


33

7. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

①新品のボルト、ナットを使用し、トルク600N・mで締め付けると、軸力は約200kNまで上がる。



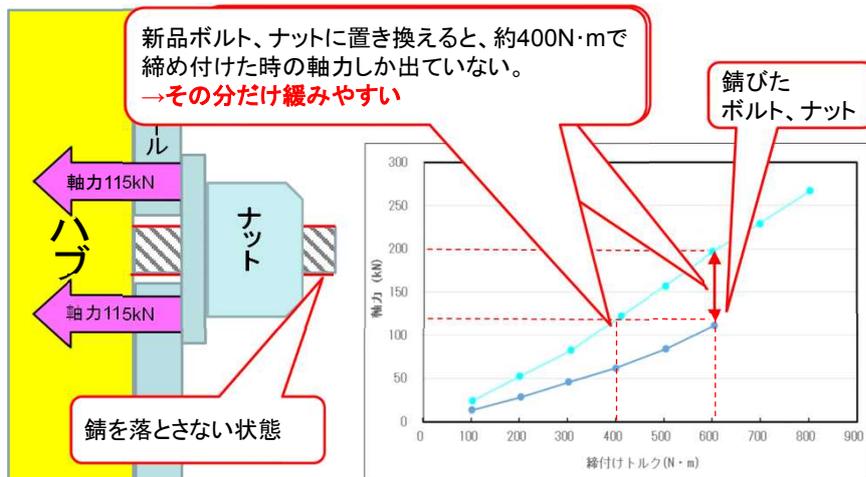
「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

34

7. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

②錆を落とさないままのボルト、ナットを使用した場合、トルク600N・mで締め付けても、錆の抵抗により軸力は約115kNまでしか上がらない。



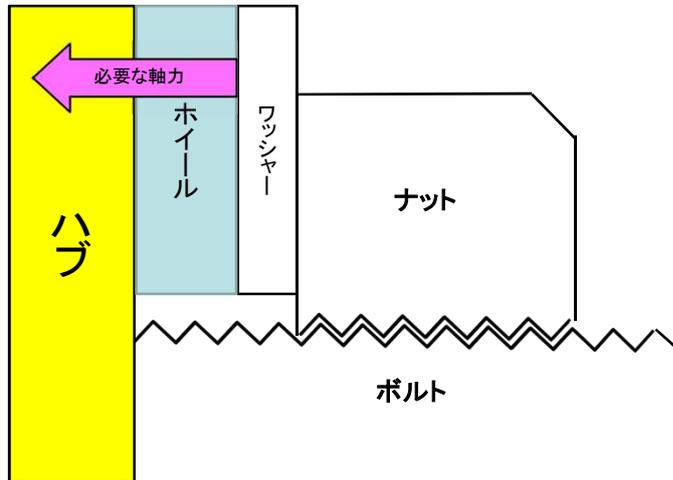
「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

35

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

①正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。

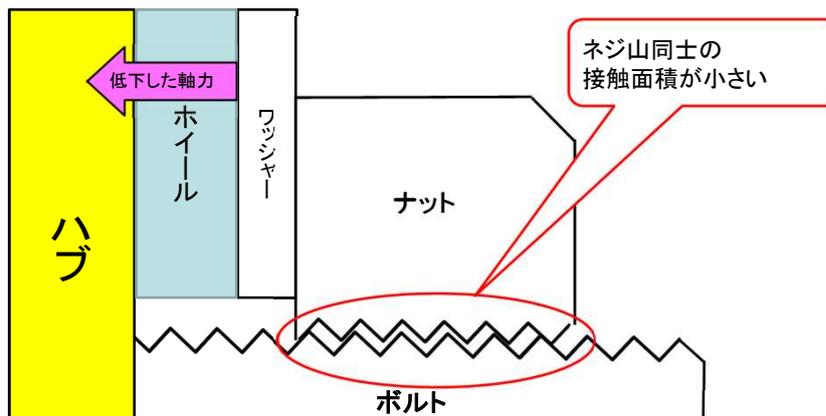


36

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

②ボルトが伸びたりネジ山が傷んだりしていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。また、傷や損傷が抵抗になり必要な軸力が得られない。

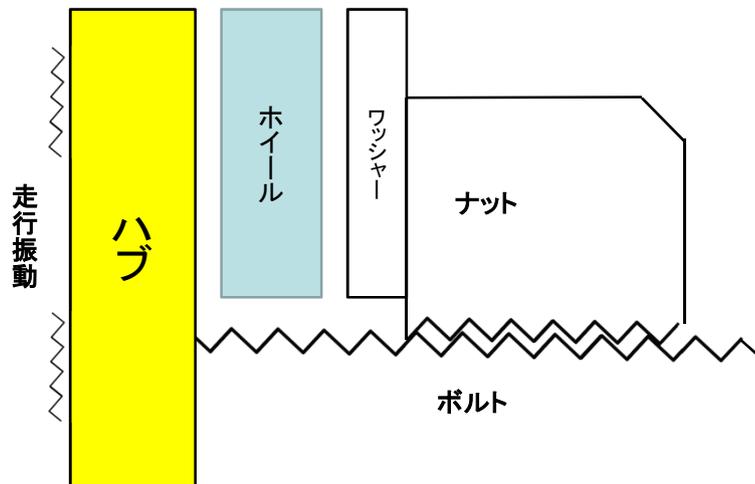


37

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

③ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



38

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

防ぐためには → 規定トルクを守ってボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐ。
伸びたボルト、ネジ山の傷んだボルトは再利用せず交換する。

ボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐポイント

- ① トルクレンチを使い、規定トルクで締め付ける。
 - 「とにかく強く締めればよい」という感覚では、ボルトの傷みは急速に進む（最悪の場合、ボルトが折れる）。
 - 「規定トルクの1～2割増し」でも、ボルトの傷みは進む。
 - 規定トルクを守り、増し締めや日常点検をしっかり行うことが、ボルトの寿命を延ばす第一歩。
- ② 全てのナットを仮締めしてからトルクレンチで締め込む。
 - インパクトレンチでガチガチに締め付けてからトルクレンチを使っても意味が無い。
 - インパクトレンチを使用する場合は、エア圧力を下げた状態で仮締めまでとし、最後にトルクレンチで締め込む。
 - 特に、ナットをボルト先端から一気に締め込むと、慣性によりナットの回転に勢いが付き、想像以上に締め付けトルクが上がってしまう。

39

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

過大なトルクでの締め付けにより伸びたホイールボルト



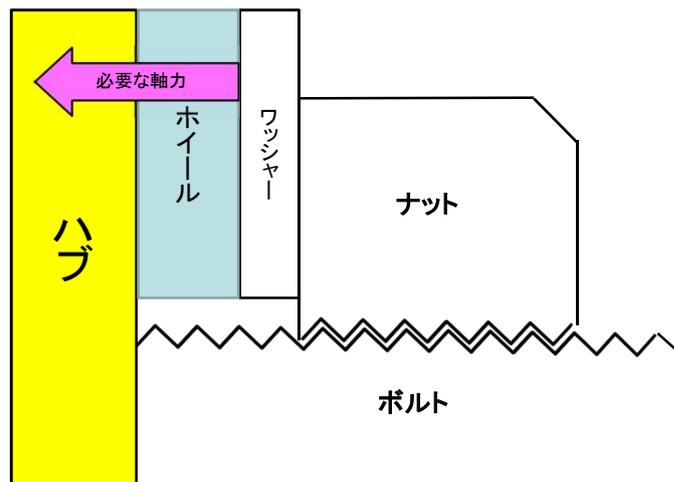
資料提供: (有)うるし山タイヤ

40

7. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

① 正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。

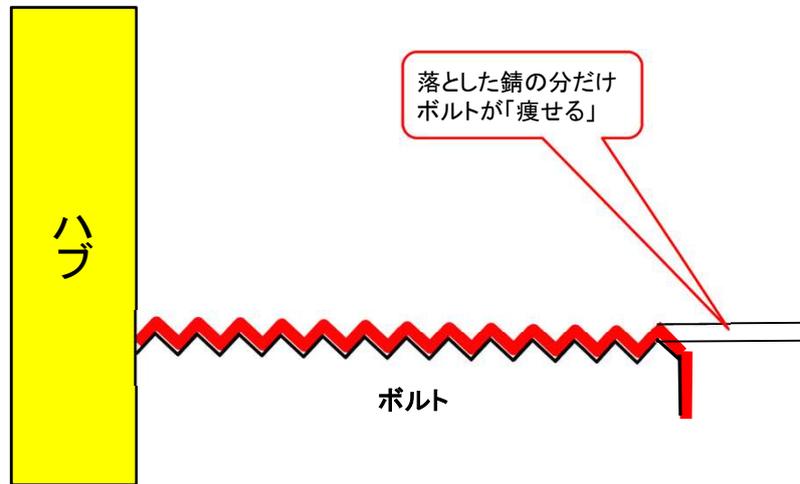


41

7. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

②ボルトの錆がひどい場合、錆を落としても元のボルトよりも「痩せた」状態となる。

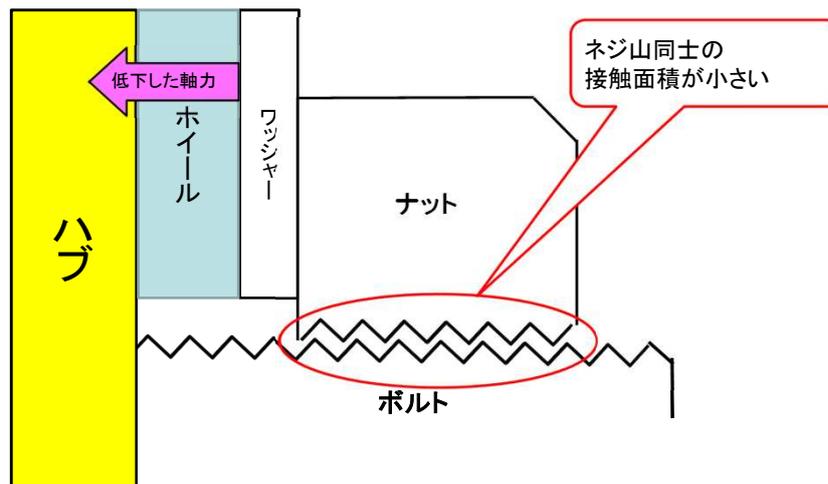


42

7. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

③ボルトが痩せていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。

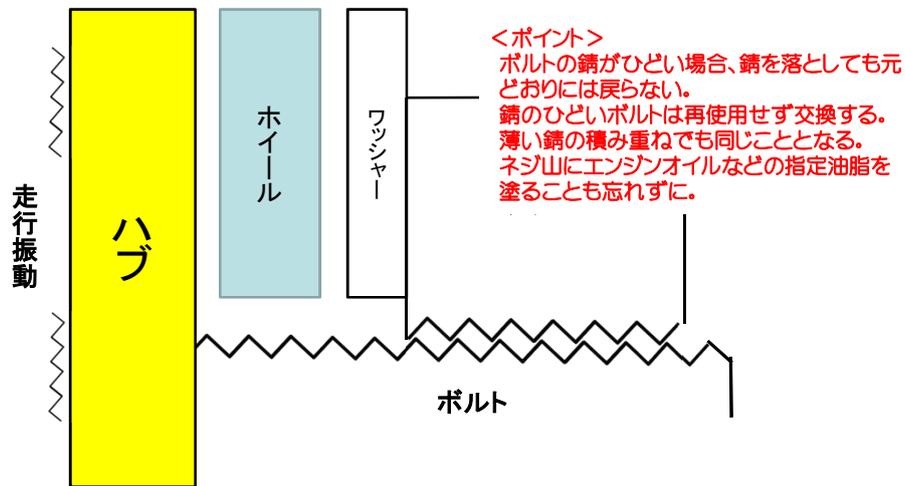


43

7. 事故発生メカニズム（推定）

（7）ボルトの痩せによる緩み発生

④走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



44

7. 事故発生メカニズム（推定）

まとめ

ここまで紹介した（1）～（7）の他にもナットが緩む要因は存在し、それらが複合的に発生することにより、車輪脱落事故の発生に至っていると考えられます。

よって、車輪脱落事故の防止については、以下の取組の全てを確実に実行する必要があります。

- 必要な知識を持った者が正しい手順によりタイヤ交換作業を行うとともに、ホイール、ボルト、ナット及びハブの状況を確認し、状況に応じ、それらの交換も含めた必要な措置を行う（特に錆びている場合に注意）。
- タイヤ交換作業後50～100km走行後に、トルクレンチを使用し、必ず規定トルクでナットの増し締めを行う。
- 一日一回運行前の日常点検で、ナットの緩みの有無を必ず確認するとともに、錆汁の痕跡といった予兆を見逃さず、必要な措置を行う。

45

8. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）

正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう！車輪脱落を防ぐ、4つのルール

お さまりのトルクで
きちんと 締め付けて

ち やんと増し締め
交換後

な つと見て ボルト触って
さあ出発！

い や待てよ？ボルトと
ナットは適正か？

規定のトルクで確実な締め付けを
50-100km走行後に、しっかり増し締めを
一日一回の
日常点検を
ホイールに適合したボルト、ナットを

友徳種に注意！
ボイルやホイールボルトの類に注意！

◎車輪取付を正しく行い、日々の点検を行うことにより車輪脱落事故を防ぐことが可能です。

◎特に東北地方では、ホイール、ボルト、ナット及びハブの錆に注意してください。

◎車輪取付作業方法や点検方法の情報は、東北運輸局特別ページに集約したので再確認ください。

◎特に注意願いたいポイントを絞ったものを「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」として周知しています。

- 規定トルクで確実な締め付け・・・**お**
- 一定走行後の増し締め・・・・・・・・・・**ち**
- 日常点検（運行前点検）での確認・・・**な**
- 適正部品の使用・・・・・・・・・・・・・・**い**

14. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

◎今般、東北運輸局のホームページ上に、大型車の車輪脱落事故防止に関する情報を集約した特別ページを開設しました。

◎本資料も掲載しているのので、車輪脱落事故防止のため社内教育等の場面でのご活用をお願いします。

特別ページへの掲載情報（随時更新予定）

<緊急メッセージ>

- ◆大型車のユーザーの皆様へ

<車輪脱落防止資料>

- ◆（一社）日本自動車工業会HP（リンク）
- ◆（一社）日本自動車車体工業会HP（リンク）
- ◆（公社）全日本トラック協会HP（リンク）
- ◆全国タイヤ商工協同組合連合会HP（リンク）
- ◆東北運輸局作成 車輪脱落防止チラシ・ポスター

<制度等>

- ◆国土交通省HP掲載情報（リンク）
- ◆車輪脱落にかかる自動車事故報告書
- ◆日常点検整備、定期点検整備等（リンク）

<情報発信>

- ◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」（リンク）
- ◆東北運輸局メールマガジン
- ◆東北運輸局Twitter





令和3年3月9日
自動車局自動車情報課

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

○ 猶予期間を延長する基準

- ・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
角度	<p>上向き10°～ 下向き10°</p>	<p>上向き45°～ 下向き5°</p> <p>1.2m以下</p>	<p>上向き25°～ 下向き15°</p> <p>1.2m超</p>	<p>上向き40°～ 下向き15°</p>
角度	<p>左向き10°～ 左右向き0°</p>	<p>左向き5°～左右向き0°</p>	<p>左右向き0°</p>	
フレーム	<ul style="list-style-type: none"> ●幅*2が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ●厚さ*3が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 ●脱落するおそれのないもの 	<p>上部 幅が10mm以下、厚さ6mm以下 （幅が7mm以下の場合は厚さ10mm以下）</p> <p>日本123 に45-67</p> <p>左右 幅が18.5mm以下、厚さ30mm以下</p> <p>下部 幅が13.5mm以下、厚さ30mm以下</p>		禁止
ボルトカバー	<ul style="list-style-type: none"> ●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの ●厚さが*3が9mm以下 ●脱落するおそれのないもの 			

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線 41145/41201）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

<貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。>

【概要】

使用過程車に係る検査※1において、自動車の用途等の変更※2により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。